

## 独立行政法人評価分科会（平成19年9月12日開催）議事録

1 日時 平成19年9月12日（水）13時30分から17時40分

2 場所 都道府県会館 101大会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、縣公一郎、浅羽隆史、岡本義朗、河野正男、河村小百合、黒田壽二、黒田玲子、鈴木豊、田淵雪子、宮本幸始の各臨時委員

（総務省）

関有一行政評価局長、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

（1）見直し当初案に関する府省ヒアリング（文部科学省）

（2）報告事項

5 配布資料

○ 見直し当初案＜文部科学省所管8法人（宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、理化学研究所、日本芸術文化振興会、日本スポーツ振興センター、大学評価・学位授与機構、国立高等専門学校機構、メディア教育開発センター）＞

○ 富田分科会長

足元の悪い中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

時間となりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価委員会、独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日の分科会は、先日に引き続きまして、今年度の見直し対象となっております、35法人の見直し当初案に関する府省ヒアリングの一環といたしまして、文部科学省所管8法人の見直し当初案に関するヒアリングを行います。

前回の分科会の際にも申し上げましたとおり、今後、当分科会といたしまして、主要な事務事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行っていく上で、非常に重要な意味合いを持つものと考えておりますので、委員の皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは文部科学省所管 8 法人の見直し当初案につきましてのヒアリングを行います。本日は文部科学省、青山審議官をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

最初に、宇宙航空研究開発機構の見直し当初案につきまして、その主要なポイントについて、文部科学省からご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の関係もありますので、5分程度でご説明をお願いいたします。

#### ○ 青山審議官

文部科学省で研究開発局を担当しております、審議官の青山です。お手元に中期目標期間終了に伴う宇宙航空研究開発機構の見直し当初案の資料がございます。これに沿ってご説明をさせていただきます。

まず資料を1枚おめくりいただきたいのですが、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の見直しは大きく分けて3点ございます。まずロケット、宇宙ステーションといった業務の重点化です。JAXAには大きく分けて4つの業務、ロケット、衛星開発、宇宙ステーション、宇宙科学を含む基礎研究がございます。これにつきまして、重点化を行う予定です。

まず第1ですが、左上にございますように、ロケットの関連でございます。H-IIAロケットの民間移管に伴う重点化を行います。これにつきましては、後ほど詳細は別紙にてご説明いたしますが、簡単に申し上げれば、民間でできることは民間に移管するということです。JAXAでは国として自律性確保に必要な液体ロケットエンジン、大型固体ロケット誘導システムといったキー技術を世界最高水準で維持・発展すること、それから打上げ射場関連設備等の基盤技術の維持・向上、3番目に国際条約の義務を遵守するための打上げに係る安全監理業務の3項目に重点化をいたします。

第2は国際宇宙ステーションの着実な推進、その下にございます項目でございます。これは日本とアメリカ、欧州、カナダ、ロシアの国際協力プロジェクトですが、我が国からは来年2月から平成20年度にかけて、3回に分けて実験棟であります「きぼう」が打ち上げられる予定でございますので、着実に推進していくことが必要です。なお、実験棟「きぼう」の運用については、効率化を図り、来年度予算の要求においては、年間約15億円の経費節減を実施しているところがございます。

3番目は人工衛星の開発に係る業務である、宇宙利用プログラムの重点化、右上の項目でございます。これまで旧特殊法人時代に実施してきておりました気象衛星、放送衛星といった既に実

用化した衛星に係る研究開発は行わず、地球観測衛星ミッション、災害対応ミッションといった時代社会のニーズを踏まえたものに重点化いたします。また、既に打ち上げられて運用されています衛星についても、その運用経費につきまして、平成 19 年度と比較して、来年度、平成 20 年度は年間約 12 億円削減を行う予定でございます。

最後に、宇宙科学といった宇宙・航空に関する基礎研究等の重点化でございます。国内外の第一線級の研究者による評価を実施し、より選択的に研究を推進してまいります。また航空科学技術につきましては、民間で実施困難な行政ニーズ等を踏まえた先端的・基盤的研究開発に重点化します。中立的・専門的立場から、事故調査、あるいは航空機の型式証明といった国土交通省等の活動に貢献いたします。本件については、また後ほど別途ご説明いたします。

なお、施設・設備の供用の促進につきましては、民間あるいは大学といった外部機関への供用促進を図るということで、利用見込み等を勘案して、休止・廃止を含めた検討を行います。

2 点目は下にありますプロジェクト管理の強化でございます。宇宙のプロジェクトにつきましては、宇宙開発委員会において開発スケジュール、資金計画、実施体制について評価をするとともに、さらに今年度から JAXA におけるプロジェクト管理を一層強化するという一方で、フロントローディングの強化と呼んでいます。プロジェクトの準備段階での経営陣による審査を充実しています。またチェック・アンド・バランスの強化といたしまして、理事長による四半期ごとのプロジェクトの進捗状況の確認を行っています。

3 点目は定常経費の削減、一番下の項目でございます。事業所の廃止・統合、総人件費の削減、一般管理費の削減を行い、経費の削減に努めます。随意契約につきましては、H-II A ロケットによる打上げ輸送サービスの調達等、真にやむを得ないものを除き、原則一般競争入札等に移行いたします。なお、契約方法、契約理由の公開につきましては、国の方針に従って対応いたします。

次のページ以降少しご説明したい点ですが、まず H-II A ロケットの民間移管に伴う重点化でございます。これは平成 14 年の 6 月の総合科学技術会議の決定等を踏まえ、進めてきたもので、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、明後日、H-II A ロケット 13 号機が打ち上げられる予定で、このロケットから三菱重工業による打上げが開始されることとなります。

下にあります図をご覧くださいと思いますが、先ほどご説明いたしましたとおり、JAXA としては、キー技術の維持・発展、基盤技術の維持・向上、安全監理業務の 3 つの業務に重点化します。それ以外の例えばコストの低減ですとか、海外企業を含めた民間企業に対する価格設定・受注、あるいはロケットの製造等の業務は民間に実施していただくことになってございます。

これに伴いまして、JAXA では名古屋の駐在員事務所を 2 名減の 7 名に縮小するとともに、ロケット打上げ時の対応人員、これまでの 320 人から 145 人、55% を削減しております。このよ

うな民間移管により、ロケット関連として、5年間で52億円の節減になるものと試算をいたしているところでございます。

次のページをご覧いただきたいのですが、3ページでございます。航空科学技術の研究開発の重点化ですけれども、既にご承知かと思いますが、我が国で唯一の航空科学技術に関する国の研究機関であります。風洞やエンジン試験設備といった大型の大規模な施設設備を維持しているところございまして、米国、ドイツ、フランスといった諸外国においても同様の機能については、国の研究機関で基盤を担っているところです。

研究開発の重点化につきましては、先導的・基盤的なものへの重点化ということで紹介したところですが、具体的にはより安全な航空を目指した乱気流の検出・警報技術ですとか、衛星利用航法技術、あるいは環境負荷を低減した航空技術の開発などに重点化してございます。

先導的・基盤的な研究開発で、行政との関係では、事故が発生した場合、事故調査委員会からの依頼に基づいて、飛行解析とか、構造損傷解析といったJAXAにしかない知見・技術を提供して貢献しているところです。また国土交通省航空局からの依頼に基づきまして、航空機の型式証明に関する検討・審査に技術的な支援をしております。これらにより、5年間で約4億円削減、節減効果があると試算しております。

あと、プロジェクトの管理の強化ですが、先ほど申し上げましたように、フロントローディングということで、この下のほうにイメージ図がありますが、プロジェクトの準備段階での活動を特に精密に行っていくことと、一番下にありますように、四半期ごとに理事長はじめ経営陣によるプロジェクトの進ちょく状況を確認することで対応をしております。

最後に5ページをご覧いただきたいのですが、業務の一層の効率化でございます。事業所の統廃合といったところで、名古屋の駐在員事務所の縮小、あるいは横浜監督員分室の廃止、汐留分室の廃止をいたします。

それから、これまで晴海の分室ですとか、宮崎のダウンレンジ局は既に廃止しているところですが、今年度は三陸の大気球観測所を廃止する予定でございます。またロサンゼルス、それからボンにありました駐在員事務所については既に廃止しております。また人件費、一般管理費等についても、ここに掲げてあるとおりでございます。

以上、駆け足でございましたが、JAXAの見直し当初案をご紹介いたしました。これらの見直し、重点化により、効率的なJAXAの運営を行い、宇宙開発利用分野の発展に貢献したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました宇宙航空研究開発機構の見直し当初案につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

黒田委員、どうぞ。

○ 黒田（壽）臨時委員

ただいまご説明ありがとうございました。

「かぐや」のH-II Aによる打上げが明後日に控えているとのことですので、成功をお祈り申し上げたいと思うのですが、今ご説明いただいた中で、民間移管に伴うロケット打上げ時の対応人員を55%削減すると書いてありますが、この対応人員が漠然として、内容が分からないわけでありますが、職員数はこれによってどれぐらい削減をされる予定になっているのか、お教えいただきたいのが第1点。

それからもう1つは、H-II Aロケット標準型を民間に委託するとなっておりますが、そのほかのロケットについても、今後民間移管を進めていくと理解してよろしいのでしょうか。この2点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 青山審議官

H-II Aロケットの民間移管に伴う経費、それから人員の削減でございますが、試算いたしましたところ、このH-II Aロケットのプロジェクトチームを廃止いたしますので、それで40名以上の削減の効果があるところでございます。経費では約28億円になるかと考えております。それで全体の重点化で、先ほど申しました52億円という試算になっているところでございます。

それからH-II Aロケット以外のロケットの民営化、民間移管をするのかというご質問でございますけれども、まず、今回のH-II Aロケットの民間移管から説明しますと、いろいろな実際に上げるものによって、付随する固体ロケットブースター等の数が変わるのですが、H-II Aロケットのすべての形態を対象といたしております。

ほかのロケットとしては、今、JAXAが開発をしておりますH-II Bロケットという、これはH-II Aロケットの能力を向上したものでございます。今の打上げ能力、静止軌道で4トンのものを8トンに向上させようということで、今開発しているものです。それからGXと言われる、これは民間の事業で主導しているものでございますが、この2つがでございます。H-II Bロケットにつきましては、試験機の打上げ結果を評価した後に民間に技術移転を行うということで、H-II Aロケットの民間移管における役割分担に準拠して進めたいということで進めております。

それからGXロケットにつきましては、民間主導で実施され、それに私どものJAXAも協力

して進めているプロジェクトでございます。これは、民間移管というよりは、民間主導でございますので、こちらの計画については技術開発の成果を移転していくということで進めたいと考えているところでございます。

○ 黒田（壽）臨時委員

ありがとうございました。

今、職員数、プロジェクトの廃止によって、40名ぐらいの削減との説明がありましたが、これは定数が減るということですか。それとも何か別の意味での職員数ということでしょうか。純然たる定数と考えてよろしいでしょうか。

○ 青山審議官

はい。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○ 武田宇宙開発利用課課長補佐

少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

民間移管のプロジェクトチームの廃止につきましては、今までJAXAの中に40名ほどのプロジェクトチームを作って、中心的にそこが活動していたところでございますが、今回、プロジェクトが終了というか、H-IIAが民間移管をしたことで、それを完全に廃止することになってございます。あわせて、総人件費改革とかの対応もございまして、その人件費、人数の削減を図っているところでございます。独立行政法人でございますので、定数の概念があまりないこともございまして、人件費の面から現在削減を図っているとご理解いただければと思います。

○ 富田分科会長

黒田委員、今のはよろしいですか。

○ 黒田（壽）臨時委員

はい。

○ 富田分科会長

じゃ、河野委員、どうぞ。

○ 河野臨時委員

プロジェクト管理についてお伺いします。宇宙開発のような巨額な資金が投入される場合に、プロジェクトの成否はプロジェクト管理がうまくいっているかどうかにかかっていると思います。そのような意味で、プロジェクト管理の強化をうたっているのは、非常にいいことだと思うのです。4ページの図を見てみますと、一度巨額のプロジェクトが始まると、なかなかやめられないということがあろうかと思いますが、計画の中断、継続、計画自体をやめるかという決定もJAXAがするのでしょうか。これにはそのようなことが入っていませんが、そのようなことも当然あるのでしょうかというのが1つ。

それからコストの管理をこのようなプロジェクト管理の中にどのように組み込んでいるのか。2点お聞きしたいと思います。

○ 青山審議官

まずこちらのプロジェクト管理の強化の上にございますように、宇宙開発のプロジェクトにつきましては、JAXAの内部評価に加えて、宇宙開発委員会で評価をしているところでございます。これらの評価で、仮に、プロジェクトの継続が不適切と判断された場合は、プロジェクトは中止されることと理解をしています。

それから、資金の問題でございますが、当然ながら、どのくらいの費用がこれから開発にかかるのかといったことは、極めて重要でございます。開発が進めば進むほどより精度の高い推計ができるわけですが、従来、プロジェクト段階にフェーズアップするときに詳細に検討していたものを前倒ししてプロジェクトの準備段階においても、資金面も含んだ形での管理を進めてまいります。かつ、経営陣が四半期ごとに定常的な見直しを進めていくことで、プロジェクトがきちんと進むように対応しております。

○ 河野臨時委員

追加的に一言いっておきたいと思います。往々にして大プロジェクトの場合、事前に組んだ資金計画を上回ることが多く、次々予算が追加されるということが多いかと思いますが、ぜひそのようなことのないように、きちんとコスト管理していただきたいと思います。これは要望です。

○ 青山審議官

はい。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、宮本委員。

○ 宮本臨時委員

航空科学技術について、お尋ねしたいと思います。今のご説明の3ページにもございましたが、民間では実施が困難な行政ニーズを踏まえて、重点化をしていくとのご説明ですが、この行政ニーズとは具体的にどのようなことでしょうか。より安全な航空とあり、いわゆる次世代の航空機の開発も含まれているように書いてありますが、それは行政ニーズとどう関連するのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、かなり優秀な研究員と貴重な設備があることは理解できるのですが、そのような設備・研究者があることから、ニーズがあえて引き出されている部分は残っていないかどうか、教えていただけますか。

○ 青山審議官

行政ニーズの観点でみましたときに、1つは、航空機について、戦後、昭和27年度の平和条約が施行されて以降、どのような形で航空機開発の制限を解くかというときに、一度、政府部内で整理があって、各省庁からの要求を1つにまとめて、研究開発のための1つの専門的な機関を作ろうということで、このJAXAの前身でございます航空宇宙技術研究所が発足しているわけでございますが、そのような背景事情から、1つの機関では持てないような施設を持ちましょう、それからやはり航空は非常に総合的な取組まなければいけない、空力、材料、機体とかいろいろな問題がございますので、そのような取組を進めるための組織としてできたわけです。しかしながら、特に現在、航空につきましては、主要な交通機関として役に立っているわけですが、事故等が発生しており、そのうち、年間事故調査委員会にかかる案件も年間40件ぐらいあるかと思えます。

その事故の原因究明で、特に技術的、専門的にみないと分からないところについては、事故調査委員会からご依頼いただいて、その調査に参画しております。それから航空機の型式証明、これは日本の場合、飛行機全体を作ることがこれまであまり多くありませんでしたので、主要なこれまでの実績といえば、あのYS11が開発されたときでございます、それから今、民間でMRJといったようなリージョナルジェットが開発されていますが、これの型式証明にいろいろ貢献してほしいということで、既に数年前から航空局からの依頼に応じて、いろいろな調査研究を進めてきているところでございます。このような専門的な技術能力を活用する部分については行



政のニーズに基づいているものでございます。

それから、もともとの航空機の総合的又は安全保障上の問題も含めて、航空技術の確保をしなければいけないという、研究開発上の大きなニーズについては、第3期の科学技術基本計画ですか、骨太の方針ですか、いろいろなところでご指摘をいただいております。また、私どもの文部科学省の中にごございます科学技術学術審議会の中に研究計画評価部会がありますが、その下の航空科学技術委員会でもご議論いただいて、その方針に沿った形での研究開発を進めているところをごさいますて、その中では特にやはり民間ではなし得ない、先端的なものをしなさいということで、空力、いろいろなシミュレーション、新たな材料、工法などの研究を進めているところでございますて、特にこの先導的な基盤の研究開発の2番目にごさいますような乱気流の検出・警報とか、衛星利用の航法技術にも取り組んでいるところでございます。

○ 富田分科会長

宮本委員、よろしいですか。

○ 宮本臨時委員

今、言われました点について、研究の仕組みとしては大学もあつたり、民間もあつたりする中で、行政の原因分析とかに役立つことは、結果としては、当然、分かるのですが、その目的のために、これだけの組織が要るのか、まだ十分理解できないかなと思ったところはあるのですが。

○ 青山審議官

やはり航空の部分で進めなければいけないのは、高速で飛翔する物体が安定的にどのように維持できるかということになりますので、その確実性も含めての研究を進める上で、このような要素がかなりの部分を占めているわけですが、それなりの設備・研究者をきちんと備えておくことが重要です。仮にこれがない状態で研究を進められるかということ、それはやはりまた外国に依存しなくてはいけないことになりまして、我が国で直ちに行政サービスとして、安全ですか、確実に移動できる交通手段を確保することと、それから将来に向かっての航空技術について、私どもの中でも、必要なものは持っていく必要があるとの観点からすると、まだまだどちらかといえ、これまでいろいろな点で、民間の活動がやっと航空機、旅客機の製造についていよいよ決心しようというところまで来た中では、まだまだ不十分かとは思いますが、必要な部分であるというのが、私どもの今の認識でございます。

宮本臨時委員

○ ありがとうございます。

○ 富田分科会長

黒田委員、どうぞ。

○ 黒田（玲）臨時委員

H-II A ロケットが民間に委託されることは、大分よく分かりました。一方で最近、経済産業省が、商業衛星について総合科学技術会議でも随分発言していたのですが、小型の衛星開発ということで、次世代技術に 875 億円の概算要求をしたことを耳にしたのですが、経済産業省、それからこの JAXA、それから民間、これらの関係や将来の計画について、ご説明をお願いします。

○ 青山審議官

宇宙開発における技術開発はこれまで官主導で進められてきたところですが、先ほど申しましたように、民にできることは民にとの考えで、今後とも進めていきたいと考えているところです。例えば、民間がやろうとする活動を経済産業省が支援される民間の主導のプロジェクトがあるとなれば、私どもはそれに対して技術的な支援を進めていく立場でございます。そのような意味で、官が独自に進めなければいけないものは何かというと、やはり今、成果還元が求められており、特に安心とか安全に関連する部分に重点化して進めていくことになるのではないかと議論しております。

○ 黒田（玲）臨時委員

経済産業省のことを聞くのはおかしいのですが、そうすると、経済産業省の 870 億円は、技術研究とか開発では全くなくて、民間の支援でしょうか。

○ 武田課長補佐

経済産業省がやっていらっしゃる 870 億円のすべてがつまびらかではないのですが、先生は、新聞等でご覧になられているかもしれないのですが、小型衛星等の研究開発について、経済産業省がご支援されるという記事もあったかと思えます。これは、JAXA がやっているものと比べて、少し小ぶりなものではないかと思うのですが、例えば東大阪等で作られている「まいど 1 号」というような衛星に少しご支援されるということかと思えます。

JAXA といたしましては、そのような活動について、例えば宇宙実証が必要なときに、これ

までも実施しておりますけれども、H-II A ロケットでほかの衛星を上げるときにビギーバックと呼んでいますが、一緒に打ち上げるとことをさせていただいています。当然、必要な経費はいただくわけですが、そのようなところでご支援をさせていただくこととなろうかと思しますので、先ほど審議官から申し上げましたように、JAXAとしては、例えば、なかなか民間だけでやっていくのは非常に困難な先端的な研究開発、国としてやらないといけない安全・安心のための災害対応、CO<sub>2</sub>の濃度を測る衛星の開発による地球環境の保護などに重点化することで、役割分担はできるのであろうと理解してございます。

○ 黒田（玲）臨時委員

その開発には科学技術会議の議員の時からいろいろと疑問だったのですが、商業衛星の場合にどれだけニーズがあるのか、それから例えば中国も商業ベースで打ち上げるとなってくると、日本がコスト的に商業ベースで勝てるかということ、心配な点もあったのですが、そのような商業ベースになったとき、どれだけニーズがあって、移管してもそれがペイするのかどうか、将来計画を見て、どの辺のことまでプランニングされているのか、それともJAXAはそれに関係なく、もう少し基礎的なことをやろうとしているのか、やはり相当先を見て開発するべきではないでしょうか。開発とは結構長期的なことなので、基礎的な研究が重要だということはすごくよく分かりますが、商業、商業と打ち出していますから、その商業ベースのときに、どれだけユーザーにとって将来ニーズがあるかについても、分析していただけるとありがたいと思います。

○ 富田分科会長

ほかにかがでございましょうか。どうぞ、黒田委員。

○ 黒田（壽）臨時委員

今、見直し当初案のデータが出ております。事務所の廃止とか縮小が出ているわけですが、事務所の廃止とか縮小は、その時々で必要に応じてやられるのだらうと思うのですが、そのことは書かれているのですが、今、全国に散在している研究開発の拠点の効率・効果性を考えますと、もう少し統合する必要があるのかなという感じも受けるのですが、このことについては、どのような計画をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○ 青山審議官

JAXAは、平成15年に当時の宇宙開発事業団と航空宇宙技術研究所と、それから宇宙研究所の3機関が統合されてできた組織でございます。このため、筑波の宇宙センター、それから今の

相模原の旧宇宙科研、それから調布にありました航空宇宙技術研究所、それぞれに施設・設備を持っているものですから、それを1カ所に統合できればということがあるのですが、なかなか用地の確保とか、実際の巨大な施設の移転という観点からは実現できない面があって、この統合を進めている中で、どのように進めていくかという課題になっております。

特にこの3つの違う機関が一緒になりましたので、その中で全体としての事務が合理的に進むように、いろいろな事業の信頼性が向上するような管理というような形で、経営陣がうまく関与できるシステムで進めてきております。

当然ながら、事業所としては、そのプロジェクトの進ちょく等に応じて、改廃すべき、あるいは廃止すべき点がございますので、先ほどご紹介いたしましたように、晴海の分室ですとか、宮崎のダウンレンジ局とか既に廃止しており、また、三陸の観測所も本年度に廃止する予定です。これまでも海外において、ボンとロサンゼルスに駐在員事務所をそれぞれ廃止してきておりますので、そこはそれぞれのその時代での事業の進ちょくに応じて展開をしていくことになると考えております。

○ 黒田（壽）臨時委員

ありがとうございました。

研究開発拠点というのは、いろいろな過去の経緯があって、膨大な研究装置があるということは分かるのですが、日本ほど災害の多い国の中で、1カ所にまとめてしまって、そこに災害を受けたから、それで終わりということはいくはないと思います。ですから、ある程度点在していることは、どこかが生きるということで重要だと思えます。その代わりに、それを運用するとき、効率性を十分考えて、有効に管理運営できる体制を整えるほうがむしろ私はいいのだろうと思うのですが、あまり集約してしまうと、筑波なら筑波に全部集めると言ったら、筑波で何か事故があったときには、全部だめになるということも起こり得るわけですから、そのようなことも考えながら、研究施設の運営を考えていただきたいと思います。

○ 青山審議官

特にロケットの運用ですとか、人工衛星の運用に当たって、日本の国土、やはりその範囲が限られておりますので、多額の経費を要するプロジェクトの運営している現状から、研究施設の中のどこか1つが事故等でうまく機能しない場合にも最低限の体制は確保できるように施設を運営しております。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

今、審議官がおっしゃられたように、研究拠点に関しては、よくわかったのですが、一方で事務管理もしっかりと効率的にとおっしゃられていたのですが、もう少し、もう一歩行けるのではないかなという気も、私はしております。組織図を拝見させていただきますと、いわゆる本部は調布にあって、ただ実質的な本部というか、管理部門の機能は丸の内において、研究開発の拠点は先ほど審議官がおっしゃられた相模原だったり、筑波だったり、あるいは調布、三鷹にあったりで、その中で1つ疑問に思うのは、何で管理部門が丸の内、何で本部が調布にあるのかと、あとは、丸の内にそこまで集約させるのが本当に効率的なのかということです。研究拠点と近いところで管理部門などが全部ある必要はないのかもしれませんが、研究拠点にあったほうがいいものがあるのではとも考えています。

その中で、何が一番効果的、効率的なのかについて、現時点での体制が最も効率的と考えていらっしゃるのか、それとも将来的にはもう少し違う在り方もあると考えていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいのが1点。

もう1つ、名古屋駐在事務所は、H-II Aロケットの民間移転の関係で、今年度縮小されたとの理解でよろしいのでしょうか。縮小されたところのご説明だったのですが、これは次期中期計画の中で、縮小して、次をどうするのか、このままで行くのか、それとも非常に小さい陣営であって、かえって、それが全体としてみて、効率性を果たせないのであれば、次のステップとして、何も名古屋に置いておかなくてもいいのではないかという考え方もできるかもしれないのですが、その点についてのご見解を教えてください。

○ 青山審議官

まず、東京丸の内に管理部門があることですが、平成15年10月にその3機関が統合したことで、当然ながら管理部門についても統合し、統合の効果を出さなければならず、効果を最大限に出すために、1か所にまとめて、かつ管理部門がその参加者の研究開発機能を束ねる形で総合力を発揮させる体制をまず作ったところがございます。

実際、やはり筑波と相模原と調布は、それぞれ若干距離がありまして、筑波と相模原に行こうとしますと、2時間から3時間を切るぐらいの、2時間55分ぐらいの時間がかかるとか、あるいは筑波から調布ですと、2時間35分ぐらいかかる実態がございますから、3機関の3カ所で行われている研究開発の仕事をうまく進めるための管理部門として、現在、丸の内に置いているところでございます。

今の3カ所の、3機関の統合に基づく効果が発揮できた後のものとして、どのように考えられるかは、これからの問題かと思えます。

それから、名古屋の駐在事務所でございます。これはH-II Aが民間移管したので、2名減で、今、7名の体制になっているわけですが、今、H-II Bという、先ほど申しあげました打上げ能力の高いもの、これは主に宇宙ステーションに対する物資の補給機、HTVと呼んでいますが、これとペアで今開発が進められておまして、これの開発の仕事のために、今の名古屋の事務所は必要になっております。このプロジェクトが終わった段階で、当然またそれについても考えていかなければいけないと考えております。それは当然ながら、その進ちょくをみながらになると思えます。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

調布にある本部は今、どのような機能を果たしていらっしゃるのでしょうか。

○ 青山審議官

いわゆる法人の登記された本部の事務所として機能しております。それから研究開発の点では、宇宙と航空との共通するような基礎的な部門の研究開発を担当しております。

○ 富田分科会長

よろしいですか。

○ 浅羽臨時委員

丸の内との違いがよくわからないのですが、丸の内を置いておく意義と、今の調布にある意味とが、何かあまり私の中で整合的に結びつかなかったのですが、丸の内に集約してという話をされて、そこで効率的に、でも調布には何か登記上のは置いておいて、それは形式的なものでしょうか。

○ 青山審議官

やはり実際の事務、実務の面から、3カ所で行われる研究開発の統合という、経営上、管理上の仕事と、それから関係各省等との調整の問題等あって、どうしても仕事に集中するために、ベ

ースをどこに置けるかとの判断で、調布ではなくて、丸の内で今仕事をしているのが実際です。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。

私からですが、先ほど宮本委員、そして黒田委員がご指摘になられた点と関係しますが、この研究開発だということですが、それは当然、大きな外部効果を持つわけですし、それが小型衛星のところまで、そのようなスピルオーバーがあるのかなのかといえ、国民はやはりあることを期待しているわけですね。

そのような中で、他の部門において、具体的な要求が出ていることを、私が当事者であれば、真摯に受けとめるのだと思います。つまり、自分たちのやっていることが国民生活、企業の競争力も含めてですが、どう関わっていくか考えてなくて、何か行政ニーズ等を踏まえた云々により、5年間で4億円削減するのだと書いてあるわけですが、何か大きな予算の額に比べて、国民にスピルオーバーしてくる部分がどうだろうという、極めて単純な問題意識に対して、どのようにお答えいただけるかが、私は大きな問題のように思うのですけれども、今日、お答えいただかなくても、結構ですので、簡潔に何かあれば。

○ 青山審議官

宇宙の技術は、非常に極限の状態で使われるような材料です。制御とかいう問題ですので、そのような点では、いろいろなスピルオーバーといいますか、スピニアウトといいますか、他に転用できるようなものも出てきております。

例えば、具体的には、フェアリングとあって、一番先頭の部分、一番熱を受けるところですが、そこに使っている塗料の技術を民間、民生で使えるように非常に薄い塗装で耐久性のいいものとかに展開するものもあります。

そのようなものも当然ございますし、それから先ほどありました、例えば小型の衛星という観点でも、やはり我が国では打上げの機会、それから打上げの能力も含めた兼ね合いで、今の衛星開発は進んでいるわけですが、当然ながら、例えば単機能、小型の衛星で、数を打って展開することも考えられるわけで、そのようなことをないがしろに考えているわけではなくて、それは宇宙開発委員会でも長期的な計画の検討の中でも指摘いただいているところでもありますし、我々としても常にそのような社会のニーズに合ったものは何かを見通しながら、基礎的な研究開発を進めることで、唯我独尊みたいなことを考えているわけでは全然ございませんし、まさに社会からの理解を得られないで進められる研究開発ではないことは十分承知して対応させていただいていると思っています。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、宇宙航空研究開発機構につきましては、今日のところは、いったん、ここで議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、海洋研究開発機構の見直し当初案の主要なポイントについて、ご説明をいただきます。恐れ入りますが、5分間でご説明いただきまして、その後質疑応答をいただきたいと思います。

それではご説明をお願いいたします。

○ 青山審議官

お手元の海洋研究開発機構の見直し当初案についてご説明いたします。

1枚おめくりいただきたいと思います。まず海洋科学技術における機構の役割について少しおさらいをさせていただきたいと思います。ここにございますように、地球表面の7割を占める海洋というのは地球環境に大きな影響を及ぼしておりますし、海底プレートの挙動あるいは地震や火山の大きな要因となっているわけでございますし、海洋は我が国にとって様々な資源が包蔵されているフロンティアであると思います。それから、自在に探査するための技術開発が必要だと考えております。それから海洋については、解明されていない分野が多いので、よく知ることが必要で、海洋科学技術水準の向上をさせることが必要になっています。

この海洋科学技術開発と、国の施策との関係は、中段にございますように、例えば科学技術・学術審議会では、海洋を知る、守る、利用するといった3点の調和が重要と指摘されておりますし、第3期の科学技術基本計画では重点推進分野である環境分野において、気候変動予測が戦略重点科学技術に設定されて、また同様にフロンティア分野では、掘削船である「ちきゅう」による深海の底の掘削技術の開発と、それから次世代型の深海探査技術の開発というのが戦略重点科学技術、あるいは国家基幹技術に指定されているわけでございます。7月に施行されました海洋基本法におきましても、海洋につきましては、科学的知見が不可欠であり、その充実が図られなければならない、研究開発の推進を図るため、国は研究体制の整備、研究開発の推進等、必要な措置を講じるとされています。

そのような中で、海洋研究開発機構の使命でございますが、下にございますように、基盤的研究開発、それから海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に行うということで、2つございます。

第1のミッションは基盤的研究開発。これは地球温暖化などの地球環境変動の解明に向けて、海洋研究船による観測等を通じて、地球内部の活動、あるいは海洋生物、海洋循環、気候変動と



いった、地球システムに関する研究を行っておりまして、IPCCの報告書に多大な貢献をはじめ、多くの実績を上げているところでございます。

それから深海巡航探査機等の広範な環境下での研究を可能とする基盤技術、あるいは世界有数の計算能力を持つ「地球シミュレータ」によるシミュレーションの研究開発を行っているわけでございます。さらには、地震発生帯の観測などを進める統合国際深海掘削計画（IODP）と呼んでおりますが、これを推進するため、地球の深部を探査する掘削船「ちきゅう」の運用などを行っています。

それからもう1つのミッションは、この海洋機構の道具立てとなっております海洋研究船ですとか、有人潜水調査船「しんかい 6500」ですとか、「地球シミュレータ」といった施設・設備を自ら使用するとともに、外部の利用にも供するというところでございます。

この海洋研究開発機構の見直しについてでございますが、次ページをご覧くださいなのですが、基盤的研究開発の重点化・効率化でございます。重点化につきましては、環境分野で地球変動予測モデルの精度向上に重点化をいたします。既にIPCCの報告書で、多大な貢献をしてきているところですが、戦略重点科学技術に設定されました気候変動の予測への重点化を行います。

それからフロンティア分野・国家基幹技術では、「ちきゅう」による世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発への重点化を図り、マントルまで試料採取を可能とする技術確立いたします。次世代深海探査技術につきましては、海中・海底での調査を精密・広範に行うため、深海底で連続自動観測が可能な巡航探査機あるいは大深度無人探査機の開発に重点化をいたします。

これらを円滑に進めるために、プロジェクト管理ですが、真ん中にありますように、充実を図ってまいります。評価につきましては、中期目標・計画の進捗状況にとどまらず、コスト管理、あるいは開発リスク面での観点から実施いたします。年度計画を策定する場合にはコスト面、開発リスク面での事前審査を実施いたします。それから経営陣による計画の進捗、コスト状況の確認を四半期ごとに行って、プロジェクトの中止も含めた検討を実施します。特に第3期科学技術基本計画に基づき重点化されることに伴いまして、深海地球ドリリング計画など、プロジェクトの規模が大型化しておりますので、コストが想定より大幅に増加したり、あるいは計画から大幅な遅れが出たりすることが見込まれる場合には、中止も含めて検討することといたします。

基盤的研究開発の効率化として、室戸岬沖の海底ネットワークシステム、それから研究報告会の「深海バイオフィオーラム」でございます。報告会につきましては、学会と連携したり、集会の統廃合ということで、費用を削減いたします。それから観測網・機器ではエルニーニョの予測等のために太平洋中心に今、17基のトライトンブイというものを展開しているわけでございますが、どこに配置するかということを見直して、インド洋での観測も充実させて、我が国の気候に影響を与えるものについての知見を深めてまいります。

それから製造・運用コストをなるべく抑制できる小型のブイを開発して、これを順次既存のもの置きかえていくことと、あと広報関係では紙媒体による発行を一部廃止することといたします。

次のページですが、施設・設備の運用の効率化についてです。船舶運航の外部委託で、今、東大海洋研から移籍された2隻の学術研究船につきましては、この移籍の際に乗組員も移籍されて、これを中心に運航しているところですが、この移籍した乗組員が退職した際には、新たに雇用せずに、人材の外部化を進め、次期中期目標期間中で1隻については外部委託化することといたします。それから船舶を使った研究課題については、機構と東大で別々にその研究課題を公募・選定しておりましたが、これを一元化することで、より柔軟で効率的な運航計画を策定することとしております。

それから深海底掘削船の「ちきゅう」でございますが、これは業務が特殊で、また今、海洋の掘削事業が世界的に高いため、この「ちきゅう」の運用については、外国人の技術者が大半を占めているわけでございます。これは日本人を含めた体制を構築することで、技術者の育成、それから経費の削減を図ってまいります。

それから「地球シミュレータ」につきましては、計算の必要性は依然高いのですが、運用から5年経過して、更新の時期に来ておりますので、既成のスパコンをリースで導入して、導入経費、運用経費を削減いたします。

さらに供用の施設・設備につきましては、電子顕微鏡の運用についても外部に委託して、すべての施設・設備については外部委託をすることにいたします。

それから組織や随意契約につきましては、廃止・削減・適正化を進めます。むつ研究所で研究交流棟の宿泊設備を廃止し、管理部門をそこに移転することで、事務棟を廃止いたします。

それから機構全体の事務部門では、総業務量30%削減で、一部をコア業務の充実に当てて、管理部門の強化を図ります。

それから人件費につきましては、平成22年度までに平成17年度比で5%削減を図ります。

随意契約につきましては、本年1月から限度額を1,000万円から500万円に引き下げること、適性化に努めてきたところですが、真にやむを得ないものを除いて、原則総合評価方式といった競争的な契約に移行いたします。特に船舶の運航契約につきましては、機器の操作と一体となった操船技術が必要で、慣熟運転、なれるための運転の期間を機構としては付与できないものですから、随意契約としてきたわけですが、来年度からは随時、総合評価落札方式で、一般競争入札を行う予定でございます。

以上、海洋機構の見直し当初案のご説明でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました海洋研究開発機構の見直し当初案につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもどうぞ。黒田委員、どうぞ。

○ 黒田（壽）臨時委員

ご説明ありがとうございました。

まず私から聞きたいのは、海洋開発機構について、なぜこの独法でやらなければならないかです。ここで書かれています機構のミッションについて、あまりよく分からないということが、1点あります。このミッションとして書かれていることは、読めばこのとおりであるわけですが、基盤的研究開発とか学術研究に関する協力になっているのですが、これはこの機構ではなくても、大学等が既にやっているところもあると感じるわけですね。

また、もともと日本の国は島国でして、四方が海に囲まれていながら、ずっと海洋の研究はされていなかったとこともあり、世界的に言っても大変遅れているわけですね。だからそのような中で、このような機構が立ち上がったのだらうとは思いますが、一般国民からみますと、「しんかい 6500」が海底深く潜って、おもしろい生物を見つけた程度のことしか分からないのですね。ここで実際に国民の生活にどのように役立つために、これをやっているのだということが見えてこないということが1点。

それから、高い公共性と研究開発にはリスクが非常に高いのだと書かれているわけですが、このリスクは、どのようなことを指して言っているのか、ご説明いただきたいと思います。

○ 青山審議官

日本は四方を海に囲まれているわけですが、海について、必ずしも我々が十分知識を持っていないことはご理解いただいていると思います。その中で、やはり、特に深海底ですとか、あるいはさらにその下ですとかは分からないところでした。それはなぜかという、1つには技術的に到達できなかったためです。有人でどこまで行けますか、それから無人でどこまで行けますか、それから海底下の試料をそのまま地上に保存した状態で持ち上げてくることができ得ますかということができなかった時代が非常に長く続いたわけで、そのような意味で、四方を海に囲まれているにもかかわらず、なかなか海をよく知らない状態が続いていたことを解消するために、非常に先端的な道具立てをまず準備してきた時代が、この海洋機構ができる前の海洋科学技術センターで、深海探査技術、海中での居住の技術、又は、波力発電ができるのかどうかとかいうようなことで進められてきました。このように、海にアクセスするための技術をまず入手してきた時代

があります。

そのようなものがかなりできるようになってみたところ、いろいろ地上では出ない、例えば、硫化物の代謝系を持っている生物や磁性を持っている細菌ですとか、いろいろなものがあることが分かってきました。そのようなものをこれからどのように展開できるのかが1つございます。

それからもう一方では、非常に大きく人間活動が進んできた中で、地球規模で物を考えないといけないだろうということです。特に温暖化、気候変動を考える上では、海洋が果たした役割は非常に大きいです。なぜならば、地球は水の惑星、表面の数10%が水で覆われていますから、それが陸域あるいは大気とどのような相互作用をするのだろうかなどについても、課題として挙げられます。

海洋機構では、このようなものに対応するために研究開発を進めてきているわけで、これを独自に、例えば、大学の研究者が個人の関心、知的好奇心に基づいた取組で達成するのはなかなか難しい点があります。特にこのような大型の施設又は設備を使って進めるものについて、やはりトップダウンで社会生活上、要請上必要とされるものに特化したものが確実にまずできることが大切であろうということで、この海洋研究開発機構の仕事は成り立っております。

そのような点で、まさに環境としての海洋がどう理解できるか、それがどのように温暖化なら進むのかについての知見を提供することは非常に大きな仕事でございますし、それから海洋底、あるいはプレートの構造を調べるための深部掘削が必要になってきているということで、そのような道具立てがないとできないようなものであって、かつ国として、知見を習得することが必要なものに限って進めているわけで、逆にこれが例えば民間でできるかという課題に多分なるのだらうと思いますが、このようなものを民間で手当をして、自ら開発して、例えば公共の用に供することはできないものだと理解しております。

○ 富田分科会長

いかがでしょうか。黒田委員、よろしいですか。

○ 黒田（壽）臨時委員

はい。

それから最後に質問に加えていたのですが、国民に分かりにくいということで、広報紙、紙媒体の一部廃止で、広報活動が停滞するような書き方もされているわけですが、むしろ自らお金をかけて広報するよりも、取材等によってどのようなことをやっているかをもう少し世間に知らしめる活動が、私は大変必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○ 近藤海洋地球課長

委員が、おっしゃるとおりでございまして、本機構についても、独法化してから、特にアウトリーチにはすごく力を入れてございまして、例えば、今年でありましたら、NHKの特集のプラネットアースの中で特集を組んでいただいて、どのような成果を出しているかを放送するように働きかけて、実現しておりますので、今後ともそのような働きかけを一層やっていきたいと考えております。効率化するところは効率化し、そのような宣伝とか広報活動は重点化していきたいと思っております。

○ 富田分科会長

宮本委員、どうぞ。

○ 宮本臨時委員

今のご説明に関連いたしますが、特殊な研究船だとか設備を持つのは、国費でないとなかなかできない部分があるとのことですが、これはここに記載されています、外部研究者にも供用するのは、非常にいい仕組みではあると思いますが、どれぐらいの割合で今、実現できているのでしょうか。又は機構そのものの研究員も大分中におられると思うのですが、現状の研究員の要員数、又は質というのが一番適正なのか、もし過剰であれば、将来的にはどう持っていけばいいのか、どのようにお考えでしょうか。

○ 近藤海洋地球課長

おっしゃるとおり、基本的な研究船やいろいろな探査船につきましても、当然、独法としてのミッションがありますので、独法のミッションを的確に実現できるように保有させていただいております。

それ以外のところについて、学術供用をしていくため、研究船につきましても、さっき申し上げたミッションの部分に係る特定の船を除きまして、公募により使用することとしております。ですから、省内も公募する形になっております。特に、「しんかい 6500」については、皆さんよくご存じだと思いますが、基本的に特定のミッションを除いては、公募しておりますので、そのような点ではまさに競争ということがございます。ですから、年によってまったく変わってきてしまうということがございます。

ちなみに、研究船は年間およそ 260 日から 280 日ぐらい稼働させていただいていて、フル稼働に近いわけですが、その中でも外部利用については、例えば「なつしま」であれば、20 件から 30 件が外部利用しております。例えば、1 回の利用が 1 週間とすれば、100 日以上になる

のでしょうか。それ相応の日にちになりますが、これは年度によって変わりますので、はっきりしたことは言えませんが、そのような感じになります。

○ 宮本臨時委員

研究員数の件はいかがでしょうか。機構内の研究員の方のウエートと、それから外部の方の割合とといいますか、成果を上げるためのバランスはいかがでしょうか。

○ 青山審議官

基本的には、パーマネントのいわゆる定年までいらっしゃる職員としての研究者ではなくて、それぞれのミッションに応じた形での任期付の研究者を手当てすることを中心に進めております。そのような中で、非常に優秀な方を確保することに問題はないように感じております。優秀な方については、例えば契約が更新できるか、あるいはそれからより上位の研究の職についていただけるかについて、それぞれ評価をしながら、仕事を進めております。

○ 富田分科会長

いかがでしょうか。

○ 近藤海洋地球課長

機構の人数は分かりますが、外部利用の人が、今、何人いるかは、私、今、数字を持ち合わせていません。

○ 宮本臨時委員

というか、今、言われましたように、プロジェクトに応じて期間限定の研究員とか、割合をうまく、適切に組み合わせられているとは思いますが、現状は最適になっているのか、このような全体の独法の見直しの中で、もう少し合理化の要素がないのかとの趣旨での質問です。また追ってでも結構です。

○ 近藤海洋地球課長

もっと外の方と連携をしろということに近いのでしょうか。

○ 宮本臨時委員

というか、現状が最適になっているかとの意味で、私自身具体的には分かりませんが。

○ 近藤海洋地球課長

今、審議官が言いましたように、任期制の職員、研究員を最大限活用するというか、働いていただくような環境を整えております。それから関係機関との連携とかも当然やっております。ただ、先申し上げました外部利用の分につきましては、当然、公募制で、各研究者の研究テーマがあって、その上で利用していただいておりますので、そこは若干、機構のミッションの目標の達成とは違って、ボトムアップのところも当然学術研究の支援ではありますので、そこをしっかりと支援しております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。河野委員、どうぞ。

○ 河野臨時委員

機構の役割が2つぐらいあるように思われます。1つは研究開発のプロジェクトを支援するということになりますかね、研究開発そのものをやる。それからもう1つは、その研究開発に必要な調査船とか設備を保有し、運用する仕事をしておられると理解しております。これにかかわって、2つ質問をさせてもらいたいと思います。機構が調査船等を保有しており、その管理運営をほぼ外に委託するやり方をとっておられますが、これが合理的か、効率的な運営になっているかどうか、すべて外部に任せたらどうか、つまり、研究開発一本でやったらどうですかというのが、1つ目の質問です。それからもう1つは、機構が外部の管理運営会社に船舶等を委託していますが、これについて、同社に対して機構との人的関係がどうなっているのか。全く関係がないのか、機構から管理運営会社のトップに人が行っているのか、2つ目の質問です。

○ 青山審議官

まず今、この船ですとか、潜水用の機器については海洋機構が保有していて、その運航について、外部に委託をして進めているところでございます。それはそのような人を外部で調達できるので、しているわけですが、一方、これを船も含めて外部でとりますと、実際には研究開発に用いる船や機器でございますので、常に改良等を進めなければいけない点で、非常につらい、できないことになってしまいます。処分権の問題が多分出てくると思いますので、それが円滑にできない、それが極めて大きいと思います。そのような意味で、今の保有については機構で進めるという形は適切だと思っております。

一方で、あと実際の運用ですが、運用の実績からいいましても、ほぼ定期的な検査、行政上の

手続に必要なもの以外については運航しており、専らこの用に供しているのです、例えば、ほかのことに使えるから外部で使ってもらって、それで機構が必要なときに使いますということも、なかなかできないかと思っております。

それから運航会社と機構の職員との関係でございますが、過去、この調査船等の運用に係る現場の知識ですとか、それから管理知識が豊富な方が、相手方の依頼を受けて数人移籍したことはございます。ただ、透明性を高めて仕事を進める観点から、このような運航委託の契約についても、例えば総合評価落札方式による一般競争入札で、透明性を高めて進めたいと思っております。特に、いわゆる巷間に言われるような天下りとか、そのようなことを考慮していることはございません。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。河野委員。

○ 河野臨時委員

1点お聞きしたいと思います。船を保有していることが機構の仕事をやりやすくすることとありますが、研究開発を外部の人も含めて、何か公募してやることもおっしゃっていましたが、そのようなことが進めば、むしろ、外部にすべて出すといいますか、船は外の所有者であったほうが合理的というか、幾つかのプロジェクトが同時競争的に進められるのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○ 青山審議官

やはりその機器、潜水調査船にいたしましても、1つしかないようなものです。汎用性のあるものでしたら、おっしゃるとおり、外部に持ってもらって、一番いいものを使う形でできるかと思いますが、やはり非常に特殊な運航で、実際の機器とセットになっているところですから、そのような点ではなかなか困難であります。我々も、外に出せるものは出したいわけですが、この船については今のところ難しいと思っております。

○ 河野臨時委員

わかりました。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。



○ 浅羽臨時委員

2点教えていただきたいと思います。1点目はプロジェクト管理に関するものです。資料を見せていただきますと、運営費交付金の約3割を深海地球ドリリング計画で占めており、非常に大きな割合を占めていますね。それに関しては、先ほど審議官からそのようなものを含めて、プロジェクト管理をしっかりしていくとの話をされていました。その実態というか、どれだけ実効性のあるものかについて教えていただきたいと思うのですが、IODPの覚書があることで、事務局を通じて資料を頂戴いたしました。そちらを見ますと、3カ国の間での覚書と日米の覚書があることで、費用負担の割合が概ね、これぐらいというような金額が書かれていました。

このような負担割合等が書かれている中で、そんなことはないほうがいいのですが、経費が非常に膨れ上がったことが仮にあった場合に、機構独自の判断で中止とできるのかどうか。日米の覚書等ある中で、それを機構独自の判断として、ここまでは出せない、アメリカは出せると言っても、日本は出せないとの判断ができるのかどうか、さらには、どこでそれを切るのか、具体的な基準みたいなものが何かあるのでしょうか。

さらに覚書を見せていただきますと、米ドルで表記されていましたが、為替リスクまでも機構が負うような形になっているのでしょうか。つまり、もともとの費用はある程度想定どおりだったとしても、為替変動リスクにおいて、機構の経費がすごく膨大になるケースでも、例えば事業中止とする判断ができるスキームになっているのかについて、これがまず第1点目。

第2点目、これはまったく違う話ですが、東京事務所に4名の職員を配置されて、これは見直し当初案において、研究開発成果の普及及び成果活用の促進ということで、職員を日比谷セントラルビルに配置されていますが、ここでおそらく借りてやっつけらっしゃるのだと思うのですが、借りて、賃料を払って、費用を払ってまでの効果がどのようなものとして、具体的にありえるのかどうか、又は想定されているのかどうか、これが2点目です。

○ 青山審議官

まずIODPですが、基本的には持ち寄りプロジェクトになっているものですから、たしか今の第1期の平成25年9月までで、13億ドルとの推定になっているかと思いますが、それについては当然ながら、当方で「ちきゅう」で参加する分、これはもちろん円建てで仕事をしているわけですので、その内容で調整、実際に為替レートで幾らだからとのドル決済をしているわけではありません。そのような点の問題はないのですが、ただやはりこれから予見されるかもしれない問題としては、例えば原油が高騰している関係で、燃料費が高騰した場合に、必ずしも当初予定していたものができなくなったら、どうするかとの問題を考えなくてはならないわけで

すが、その場合には関係国と調整して、その計画を再調整する中で、進めてまいります。いずれにしる、最大限の努力はするものの、できないものについては、その代替措置を考えていくのは、当然我々の責務だと考えております。

○ 近藤海洋地球課長

ご説明の資料が不十分で、十分な説明はできないと思いますが、基本的に覚書につきましては、例えばこの1期10年間で大体リードエージェンシーでありますアメリカと日本は応分の負担をしましうとなっており、10年トータルで考えています。単年度ではなくて、トータル・イーブン・イコールで考えておまして、当然調整ができると考えております。またお示ししました総額の数字は、当初我々が毎年見直している中で、今の時点ではこのようなものということですので、当然その時々々の情勢、石油の高騰も踏まえて弾力的に見直しております。

それから機構がこの事業をとめられるかですが、この仕組みとしましては、どのようなプロジェクトをやるか、どのような課題を採択していくかにつきまして、IODPの中に科学者の集団がありまして、そこで公募をとって、選択していきます。それで優先順位をつけてもらっています。そこでIODPの事務局は、その優先順位に基づいて、それが実際できるかを実施機関であります、ここで言えば、JAMSTEC、アメリカで言えば忘れましたが、アメリカの指揮官に問い合わせます。それで予算上できますよね、実施期間上、何か月でやるというのがありますので、そのようなものを調整します。その段階でやっぱり金がかかり過ぎてこれは無理でしょうとなれば、そこで反論が出てきます。そこでとめることもできます。

そのようなものを全部トータルした上で、次年度の事業はこのようなもので、このぐらいの予算がかかりますよとなりますと、それはリードエージェンシーであります日本とアメリカのユニセフに協議が来ます。その段階で我々が無茶な計画であれば、また却下します。あるいはいいですよ、あるいは改善しなさいよとチェックしておりますので、機構でのチェックもありますし、我々政府機関でのチェックもあります。ただ基本的には研究者の発想に基づき、研究内容がボトムアップで採用されるという方法で行っておりますので、それに対して政府と機構のチェックがしっかりリンクしてやっていくような仕組みになっております。

ですから、ご質問のとめられるかにつきましては、機構の段階で、無茶なものであれば、意見が言えます。それがまた審査して上がってきて、妥当かどうかは、我々政府機関でも審査させてもらっています。

○ 青山審議官

あと、東京事務所、日比谷のセントラルビルに4名の職員を配置していることですが、

これはやはりいろいろな機関の研究者の方に入っていて、仕事を進めている関係上、どうしてもいろいろな会議、打ち合わせのための、又は会合のために場所が必要です。そのために、全国に散らばっています研究者の一番集まりやすいところということで、東京に事務所を置いておりますので、そのための、いわゆる会議室の準備等に当たる仕事と、それから東京事務所では賛助会とあって、民間からのいろいろな協力をいただくための賛助会窓口としての機能の2つがあるものですから、4名配置いたしているところでございます。

○ 近藤海洋地球課長

ちょっと今の点、補足させてもらっていいでしょうか。

東京事務所は大体1億円ぐらいの経費がかかっておりまして、同じ会議、セミナーに大体200日ぐらい使っていますので、計算すると1億円を軽く超える形になっています。

○ 富田分科会長

浅羽委員、いいですか。

○ 浅羽臨時委員

いいです。数字だけですので、後でいいです。

○ 富田分科会長

それでは黒田委員、どうぞ。

○ 黒田（玲）臨時委員

定年制のことでお尋ねしたいのですが、先ほど定年制の研究者はあまりおらず、ほとんどプロジェクトごとの採用だということだったのですが、いただいた資料を見ると、例えば地球環境観測だと、19名の定年制の方がいらっしゃるとか、わりと基盤的なところで定年制の方がまだ18名とかいらっしゃるわけですね。私は、別にこれ全部定年制をやめる必要はないと、実は思っていて、それは若者に科学者の職業が非常に不安定だと、魅力的ではないことになると、困ると思うので、逆に私は全部定年制をなくすのがいいとは思ってはいません。

国の方針とは違うかもしれないのですが、ただプロジェクト制にして、そのプロジェクトは5年ですか、その後どうなるということと、それから部門によっては定年制の方がゼロの部門もあるわけで、それは今後の方針として、どのようにしていくのでしょうか。これは定年制も本当にやめればよいと思って、このゼロのところが出てきていて、いずれ定年制の研究員はゼロにし

て、プロジェクトにしようと思っているのか、それからプロジェクトは実は任期制ですが、ローリングテニアみたいな形になっていて、プロジェクトがつながれば、実はつながっているのか教えていただければと思います。

○ 青山審議官

研究員の任期は最長で5年ですが、任期が終わった後も、ほかの研究課題で機構の仕事をしている方が、かなりいらっしゃいます。

○ 黒田（玲）臨時委員

ほとんどの方が続けて、その機構の中で違うプロジェクトに入っているのですか。

○ 青山審議官

はい。いらっしゃいます。

それから、全部が任期付で仕事を始めたところ、非常に新しいところはともかく、直ちにテニアといいますか、定年までいらっしゃることを前提に仕事をお願いできないような状態で始めた仕事がゼロの部分と理解しておりますが、それは今後の研究開発の推移をみながらだと思えますけれども、基本的にはやはり仕事で業績を上げた方に残っていただきたいのが機構としての希望がありますので、なかなか定年までいらっしゃる方を増やすところに展開できるかどうか、今、直ちにお答えできません。申し訳ございません。

○ 近藤海洋地球課長

17年度中に任期が終了した任期付常勤職員の任期終了直後の状況を調べておりまして、別途事務局に出している状況でございますが。

○ 富田分科会長

後できっちりと。

○ 近藤海洋地球課長

出ていますが、9割ぐらいがやはり残っています。

○ 富田分科会長

さっき8割だとおっしゃられましたが。

○ 近藤海洋地球課長

8割から9割ですね。その幅の中で動いています。

○ 富田分科会長

大分時間も押しております。ここで海洋研究開発機構につきましては、今日はいったん議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、理化学研究所につきましてご説明をいただきます。理化学研究所の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、5分ほどでご説明をいただき、その後質疑応答を行いたいと思います。

それではご説明をお願いいたします。

○ 藤木審議官

文部科学省の研究振興局の審議官の藤木でございます。

今日は時間も限られておりますので、お配りしました資料に基づきまして、ごく手短にご説明させていただきたいと思います。

まず1ページをめくっていただきますと、理化学研究所の使命がありますが、これは5月に既にご説明させていただきましたので、改めては触れませんが、理化学研究所は国の科学技術政策の実現のためのトップダウンの機関であるという認識のもとに立ちまして、国の科学技術政策におきまして、重要だとされた研究、又はその研究を進めるための研究インフラ、研究基盤と呼ばれているものをしっかりと整備していく使命を担っていると考えてございます。

もちろん、そこで生まれてくる研究成果については、世界最高水準のものであることとあわせて、それを社会還元していくこともあわせて使命であると思っております。

そこで第1期から第2期にかけての見直しでございますが、1ページめくっていただきますと、「見直しについて」というページがございます。改革の視点につきましては、いただきました事務事業等々の見直し、国の重要施策を踏まえた重点化等々で見直しておりますが、その内容について若干触れさせていただきます。まず国が定めます重要な科学技術分野における新たな研究領域の開拓の研究といった部分におきましては、これは理研の最も伝統的な研究組織でございましたが、中央研究所が担っております。ここはどちらかというと、研究者の発想を大事にする雰囲気がございますが、これにつきましては、政策的に領域を定めて、その分野に取り組む趣旨で、フロンティア研究システムと統合いたしまして、新たな研究所に改組することを考えているわけでございます。

それからその次に、バイオ・ミメティックコントロール研究事業を名古屋で実施していましたが、これにつきましては廃止し、この廃止の行き先につきましては、下に2つほど丸で書いてございますが、バイオ・ミメティックコントロール研究につきましては、開発研究の段階まで育つことが可能な段階になってきたため、民間資金を全面的に入れて、開発研究は継続するのですが、すべては民間の資金により行う事業へ切り換える予定でございます。

また一番下に事業の重点化がございしますが、先ほど中央研究所とフロンティアシステムを統合すると申し上げましたが、当然その過程におきまして、様々な制度の見直しを行うということで、中央研究所の研究室単位に広く配布されておりました、課題研究制度といった資金を廃止する、あるいはフロンティア研究システムについても、課題を削減していく方向で重点化を図りたいと思っております。

それから2つ目の列でございしますが、ゲノム科学研究総合事業については、ゲノムあるいはタンパクにつきましては、網羅的、体系的な分析・解析を行って、研究を行う趣旨のものでございましたが、一定程度の目標を達成したため、これは廃止することで考えております。

また遺伝子多型研究センターにつきましては、遺伝子多型に関する様々な分析技術の開発、又は資料の収集といったことをやってまいりましたが、そういった研究の基盤部分が整ったということで、それを踏まえて、研究を重点化し、疾患遺伝子の研究等の医科学研究センターに計画的に転換していくことを考えてございます。

そのプロセスにおきまして、また2つ飛びますが、民間活力を利用した業務の効率化を考えてございます。これは、遺伝子多型研究センターで開発されました遺伝子多型の分析技術を民間に技術移転し、民間において創意工夫を凝らしていただきまして、コストを削減していただきます。そのような技術能力を使って、今後の分析が必要な場合にはやっていくことで、効率化を図ってまいりたいと思っております。

また、一番下にNMRの共用化が書いてございます。これは後でまた次の機会に出てまいりますが、理化学研究所において所有しております、様々な大型の研究開発装置がございします。これらにつきましては、理化学研究所の研究ということはもちろんありますが、広く国民の財産であるとの観点から、広く一般に共用を図っていくことをやっていき、NMRにつきましても共用化の促進をぜひ図ってまいりたいとのこととでございます。

それから3番目の欄でございしますが、研究基盤の整備と共用でございます。これは、大型先端研究施設共用促進法の中で、促進業務を行う機関として、理化学研究所が位置付けられておまして、そういった業務をしっかりとやっていくことがございしますが、先ほど現在は、大型放射光施設のみが具体的なこの運用、共用の対象になっておまして、将来、次世代スーパーコンピュータ等々が開発されてまいりましたときには、それも共用の対象になるとこととされております。

ので、それらも効果的・効率的に共用されるよう、体制を構築していきたいというところでございます。

これは、2つ飛んで、R I ビームファクトリーという大きな装置もございますが、これにつきましても、仮に法律の対象でなくても、国民一般に幅広く開いていくとの考え方で供用化を促進したいと考えております。

その際、やはり適正な受益者負担をしっかりとやっていかなければいけないことで、現在の放射光施設については、運転経費につきましてしかるべく負担をしていただいておりますが、新たにいろいろな装置等を開放していくに当たりまして、適切な受益者負担を検討してまいりたいとのことでございます。

一番右の欄でございますが、研究成果の社会還元等につきまして、現在、知的財産、産学連携等々がいろいろな部署で実施されております。本部で実施されている部分があれば、各地域にあります事業センターで実施されているところもございます。そういったもののやり方を見直しまして、より一元化して、効率化していこうとの考え方のもとに、今後組織体制を見直していきたいと思っております。

また、先ほど中央研究所の改革とあわせまして、独立主幹研究員制度というものについても一定の成果はおさめたということで、徐々に縮小してまいりたいと思っております。

また民間リソースを活用したと書いてございますが、これは民間がプロトタイプレベルで開発した計測分析装置といったものを無償で提供していただき、それを研究に活用するタイプの共同連携を進めていきたいとのことでございます。それによりまして、高価な装置を非常に早期に使えるといったメリットを活かして、事業としても効率化し、成果としてもいいものを上げたいとのことで考えてございます。

また、当然のことながら、知的財産権の実施化率等々の向上をこれからも努力いたしまして、自己収入の増加等も図ってまいる方向で見直してまいりたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 富田分科会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明いただきました、理化学研究所の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら。どうぞ、黒田委員。

○ 黒田（壽）臨時委員

ただいまのご説明、ありがとうございました。また先般、施設を視察させていただきまして、

ありがとうございました。

大変立派な施設で、世界最高水準の装置も入って、研究者も集まっているので、うれしく思ったわけですが、これだけ幅の広い分野を理研1つでやっており、それも国策でやっているのだという話でありますけれども、そのようなことであるならば、この理研以外に独法化された研究開発機関が幾つかあるわけですが、それらとの関連、関係をどうしているのでしょうか。政府としての研究費の配分の在り方、文部科学省として、どこにどのような研究をさせていくのか、そのような資金がちゃんとでき上がっているのかをまず1つ、知りたいということです。

それからもう1つは、前にお邪魔したときにも申し上げたのですが、理研に集まっている研究者ほとんどが、任期付の研究者であるため、この研究者の顔は見えるわけです。立派な先生方がいらっしゃるのは分かるのですが、理研がそれではどのような業績を上げたのかが見えてこない、理研の名前が全然出てこないじゃないかとの話もしたわけですが、その辺のことについて、もう理研は裏方で全然見えなくていいので、それぞれの研究さえ成功すればいいのだとの考えでは、ちょっと独法の分野としては国民に説明がつかないのではないかと思います。理研は、このようなことをやっていて、日本にとって非常に重要な研究機関だということが、やっぱり国民に分かるように説明していただく必要があるのだらうと思っておりますが、その辺についてどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

#### ○ 藤木審議官

ご質問が幾つかあったと思いますので、幾つか順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、理研の顔がはっきり見えないのではないかとということがあると思います。その関係で、他の独立行政法人機関もあるのに、それとの関係がどうなっているのかのご質問であったと思います。理化学研究所、他の独立行政法人もそうかと思いますが、基本的に国の科学技術政策を実現させるためのトップダウンの機関であるという性格においては同じだと思います。

科学技術分野で、国の政策課題がこれからこのような研究をやらなければいけない、あるいはこのような研究基盤を整備しなければいけないといった課題が出てきました場合に、それが例えば大規模、あるいは組織的な対応が必要だとか、あるいは国として横断的、一元的対応が必要だというような、様々なものもあり、それらに対して、例えばそれが原子力の課題であるとか、宇宙の課題であるとか、そういった担当機関が明確になっているもの、あるいは迅速にできるものといった分野につきましては、そういった機関が対応していると思いますが、理化学研究所で大規模な、例えば先ほどゲノムとかタンパク質の網羅的解析がございました。そういったものを国として取り組む必要があるとの政策が出てきた場合に、それを実施する機関として、他に適当な対応すべき機関がない場合がございますので、そのようなところに機動的に迅速に対応していく



機能を理化学研究所は担っていると思っております。

現実に理化学研究所が実際に進めております研究センターや、又は共用施設については、現実にはほとんどがそのような経緯で作られてきたものでございます。

したがって、理研の使命、役割について明確に、ポジティブにとのご指摘かもしれませんが、理化学研究所はそういった大規模、組織的な対応、あるいは国として横断的対応をすべき課題といったものに組織的に対応する機関であるということで、他の独立行政法人のように分野が特色ではございません。そういった横断的な国としての政策実現機能が特色であると考えております。

先ほどの政府としての研究開発資金の配分について、多分ご趣旨は理化学研究所にやや多く配分されているのではなかろうかのご指摘ではないかと思うのですが、これについては、予算制度の中で、この総合科学技術会議の評価、予算策定プロセスにおける様々な政府部内でのチェック、又は外部評価も受けながら、現在の予算を作っているプロセスがございますので、そのプロセスの中で、現在この理研に果たせと言われた役割を果たすために、所要の予算が配分されていると考えております。

仮にですが、理化学研究所には、約 3,000 人の研究者がおります。3,000 人と申しますと、例えば大学で言うと、大阪大学とか東北大学とか、京都大学の方々が大体 3,000 人弱ぐらいでございます。そういった方々と、研究費の定義とは、大変難しいと思いますが、1つの例として、財務諸表を最近法人として作っており、これは理研も同様に作っておりますが、その財務諸表上の人件費とかすべて抜いた研究経費というのを比較しますと、理化学研究所が約 166 億円になってございます。これに対して、例えば大阪大学だと 162 億円、東北大学だと 175 億円とほぼ類似の同じような人数で同じような研究経費の額になっているということもありまして、研究費の個々の研究者単位で見えていくと、特に多く配分されているわけではないという実績でございますが、ただ大型放射光施設とか、大変大規模な施設を持っておりますので、そこに大変大きな投資をしてきたのは事実でございますので、そういったことが理研に多く投資しているのではないかとご指摘になっている点ではないかと推察いたします。研究者単位で見ると、先ほど申しましたように、そんなに各大学の研究者と比較して違いがあるわけではないと思っております。配分についてやや偏りがあることは、私どもとしてはないのではないかと考えているところであります。

それから、そういったことをきちんと外部に説明しなければいけないのではないかとのご指摘だったかと思えます。我々もできるだけ理化学研究所の中で満足しているのではなくて、できた成果はどんどん外に発表して、1つには論文という発表の仕方もございますけれども、論文という発表の仕方だけではなくて、もっと国民一般に分かりやすいような、これは卑近ですが、例えばマスコミがきちんと、それを理研がやったと報道していただけるように、これはしっかり努力

していきたいと思っております、社会とのインターフェースをしっかりと充実しなければいけないと考えております。これまで確かに内向きの制度になっておりましたから、外に対して、自分を説明しなければいけないというマインドがまだ薄いと言われればそのとおりだと思いますので、社会に対する説明責任を果たすための機能をしっかりと充実することも考えていきたいと思っておりますので、ぜひご指導をお願いしたいと思います。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、宮本委員。

○ 宮本臨時委員

ただいまの研究費のことですが、やはり規模は大きいかと思います。1人当たりになれば、大学と同等かもしれませんが、大学の研究者とか、ほかの研究者から見たときに、少し潤沢にあるのではないかとの声があるやにも聞こえます。そのような意味で、中で適正に配分されているのかを効率よくすることについて、どれだけ努力されていて、実際に必要最小限の研究費となっているのかの説明ができるようにしていただければと思います。

ちょっと時間がないので、それだけ。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

駒込と板橋の分署について質問させてください。特に駒込ですが、1,000平方メートルの敷地を所有されていて、延床で500平方メートルの建物も所有されているにもかかわらず、職員の配置は1名だけですね。正直申しまして、これはきちんとその現場を見ているわけでもありませんが、この外形的なところを見れば、もうこれは資産処分してもいいのではないかと、素直に思っ  
てしまいます。あるいは1名の方でしたら、板橋でやってもいいかもしれないですし、あるいは和光でやられても一向に問題はないのではないかという気がいたします。

ただ、見直し当初案を見せていただきますと、資産処分等については何も触れられておりません。それについてご見解をいただきたいと思っております。

○ 藤木審議官

駒込、板橋、特に駒込の分署についてのご指摘をいただきました。確かに駒込分署は、現在知

的財産戦略センターの事務所として1名事務員を配置していますが、理化学研究所は、本来、和光にいろいろな機能を集積して一元化するのが確かに効率的な考え方であるという見方もございます。しかしながら、一方で、和光においては、これはご視察いただきましたが、スペースがほとんどなくなっております。

この駒込分署におきましては、現在、知的財産戦略センター事務所として使用しているわけですが、しばらく前までは、先ほどの遺伝子多型研究センターの実際の研究を実施するスペースとして活用していた時期がございます。その後、研究の進展によりまして、ここを使わなくても済むような形にだんだん進展したので、現在使われなくなったということがございますが、和光研究所におきまして、ほとんどこれから新しいスペースが用意できない状況でございますので、こういった遺伝子多型センターがそうでしたが、かなりスペースが要るような研究が出てきた場合に、それに対して対応するような場所として維持しておきたいと、現在考えてはおります。もちろん和光研究所における研究スペースの状況はこれからの改革の進展あるいは研究の進展によって、状況が変わってまいりますので、これらの分署につきましても、資産の最有効利用について、当然、我々も考えるべきであり、無駄な資産を持っているのはかえって重荷になりますので、資産の最有効利用の観点から、これらの分署の在り方についても絶えず見直しを図ることについては当然のことだと思っております。

私どもは、例えば、板橋なり駒込なりを処分して、それと同等な研究スペースを和光に作るとなると、例えば土地の確保等々も必要ですので、試算によりますと、かなりプラスアルファの財政支出が必要になるのではないかとの問題もございますので、そういったことも踏まえて、現時点ではすぐにこれを廃止する状況ではないのではないかと考えておりますが、将来の、和光の研究スペースの利用状況などを踏まえて、これはきちんとお約束したいと思っておりますが、資産の最有効利用の観点から適切であることが評価を受けられるように、しっかりと見直しを絶えず図っていきたいと思っております。

○ 富田分科会長

黒田委員、そして河野委員とお願いいたします。

○ 黒田（玲）臨時委員

理研の視点として、1つには新たな研究領域の開拓、独創的・萌芽的研究の実施が1つ挙げられていますが、特に、最近、お金が多くついているのが、やっぱり戦略重点化ということで、タンパク 3,000、又はターゲットタンパク、テイラーメイド医療に関して、非常に大きな多額のお金が行っています。

イネもヒトもゲノムが終わって、いろいろ改革されていらっしゃるのですが、萌芽的とか独創的ではない研究に対しては、もう少し社会に対してアウトプットがあってもいいのではないかと思います。特に、それらの研究に対して非常に大きなお金が出ていると思うのですが、特許を見ても、実施化率を上げるといっても、平成17年は下がっているし、やはり重点科学技術ということをついたお金に対しては、もう少し萌芽的とかそういうこととは違う、社会のインターフェース、あるいは特許とか、何らかの社会に対する還元があってもいいのかという気が少ししますので、教えていただきたいです。

私は研究者ですので、研究者仲間で、理研の顔というのは、よく通っています。理研は、「ネイチャー」によく出るとか言われているので、研究者仲間には知られているのですが、もう少し違う視点、特にそれで今、大変多額のお金がついているということをかんがみ、その方針を教えてください。

○ 富田分科会長

大きな問題ですが、簡潔にお答えいただきたいと思います。何か文科省の方は説明が長くて、困っているのでありますが、要約できるように、ぴしっと言う訓練を普段からしておいてください。

○ 藤木審議官

はい、承知いたしました。すみません。

黒田先生がおっしゃられたとおり、1つの理化学研究所の重要な使命として、きちんと社会に還元し、あるいは説明していくことは大変重要な柱の1つであると思っております。特にご指摘のありました、還元策と社会要請プロジェクトについて、きちんと社会に還元したときの1つの目安として特許があるのではないかというご指摘だと思います。我々も全くそのとおりだと思います。特許につきましては、かつてはとにかくその数をどんどん増やす方針でありました。量的な拡充をどんどん図っていくのだと。もちろん、合わせて実施化率の向上を図っていくのだという考え方でございました。

しかしながら、よくそのようなことを分析してまいりますと、特許化しても実は実施化されないような特許も結構あります。これは特許を継続するには維持費もかかりますし、出願費もかかりますので、出願あるいは保有している、出願の段階でもきちんと精査をして、実施化が見込めないものについては、出願をしない、あるいは保有している特許でも、これは将来見込みがないものは継続しないと、特許につきましても、ある意味では非常に厳選して、だめなものはだめで、切っていく考え方を今少し出してきてございます。

その結果、18年度あたりは少し特許の出願数は全体としては減りました。減りましたが、一方でこの残った、厳選された特許については、より実施化される可能性が高いと見込んだものでございます。当然のことながら、実施化率は向上しております。ただ、収入はそれほど確実に上がっているわけではありません。

○ 黒田（玲）臨時委員

そうです。そこが問題で、たしか8,700万円ぐらいだったと思うのですが…。

○ 藤木審議官

最近は少し上がってきました。

○ 黒田（玲）臨時委員

だけど、やはりあまりにも寂しいかなと思います。特にどれだけのお金が投じられたか。それもフローではなくて、ストックとして、相当長い間、かなりのお金が投じられていて、しかも重点戦略化、重点科学技術ということで投じられているのであれば、もう少し期待したいと思います。

○ 藤木審議官

それは我々も十分努力して、もっともっと増やせるように努力したいと思います。特許はもちろんよくご存じのことだと思いますが、1つ大変な特許が出ると、大変な収入が入る状況がございますので、ぜひともそのようなものを掘り当てたいと思っております。

○ 富田分科会長

河野委員、どうぞ。

○ 河野臨時委員

簡単にお聞きしたいと思います。組織の見直しのことですが、先ほど国内の組織のこと、駒込分署や板橋分署の話がありましたが、海外拠点として、幾つか研究拠点を持っておられると思います。しかし、これは見直し当初案に入っているわけではありません。文部科学省から事務局への回答で、研究拠点が恒久的なものではなく、研究の進ちょくや評価結果等を踏まえて、拠点の見直しもあるとお答えをいただいているわけですが、こうしたことは見直し当初案の中に盛り込めないのでしょうか。

○ 藤木審議官

海外拠点につきましては現在4カ所ございますが、これはあくまでも共同研究をやるための実施の拠点という意味合いだけでございますので、いわば恒久的なものでも何でもありません。したがって、共同研究が例えば終了する等の段階では当然、これについてはなくなるものと思っています。

したがって、研究の進ちよくや評価を踏まえて、これら4つの研究所をどうしていくか、拠点をどうしていくか、当然見直しを図ることについて、我々も全くそのように考えておりますので、必要であれば、見直し当初案の中に書き込むことについては、全く依存がございません。そのようにさせていただきたいと思えます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。

それでは時間の都合もありますので、ここで理化学研究所については、いったん、議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、日本芸術文化振興会の見直し当初案の主要なポイントについてご説明いただきます。

それでは恐れ入りますが、5分程度でご説明いただきまして、その後質疑等を行いたいと思えます。

○ 尾山文化部長

文化庁文化部長の尾山と申します。日本芸術文化振興会の見直し当初案についてご説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。

まず文化芸術活動に対する支援の見直しについてご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。舞台芸術活動への支援につきましては、現在は文化庁が芸術創造活動重点支援事業により、トップレベルの水準の行為に対し支援を行っておりますほか、振興会が舞台芸術水準の向上のために舞台芸術振興事業により助成を行いますとともに、芸術文化振興基金によっても助成を行っているところでございます。

また、映画の支援につきましては、文化庁が意欲的な企画等に補助金を交付しておりますが、振興会でも基金により映画製作への助成を行っております。

今回の見直し当初案におきましては、支援を行う組織を振興会に一本化したいと考えております。具体的には資料にございますように、振興会が文化庁から補助金の交付を受け、舞台芸術の

創造活動と映画の製作活動への支援を行います。これにあわせて、基金の助成プログラムを見直し、舞台芸術の普及活動に特化させることを考えております。これによって、より総合的、効果的に文化芸術活動に対する支援を行うことが可能になるものと考えているところでございます。

次に資料2ページに基金の審査方法等の見直しを記述しておりますが、例えば②の（ア）地方公共団体教育委員会との連携協力の推進につきましては、具体的には地方公共団体から審査委員などの推薦を受け、地方のことは地方に審査の場を移すことを検討することなどを考えているところでございます。

次に資料3ページ、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演の見直しにつきましては、まず新たなシリーズといたしまして、国立劇場おきなわの「組踊鑑賞教室」の実施を検討いたしますとともに、各劇場の鑑賞事業につきまして、トータルな広報や営業活動を実施し、また地方公共団体等との連携を強め、事業の全国展開を図りたいと考えております。

また、諸外国の国立劇場等との交流を推進し、国立劇場や新国立劇場が製作した公演をそれらの劇場で上演することを検討し、日本文化の海外発信に寄与いたします。さらに、シーズンシートや劇場モニター制度を導入し、質の高い公演の実施と鑑賞者数の増加を図りますとともに、劇場施設の使用の最適化につきましては、主催公演の練習のための使用に際して、費用対効果の理念の徹底を図り、積極的に劇場施設を貸し出して、劇場稼働率の向上を図りたいと考えております。

次に資料4ページ、伝統芸能の伝承者の養成・現代舞台芸術の実演家等の研修の見直しについてご説明申し上げます。まず、学校等と連携を強化することによりまして、研修生の実演会を確保するだけでなく、子供たちに鑑賞の機会を提供して、情操教育に貢献し、あわせて時代の観客層の拡大を図ることを考えております。

また、国立劇場や新国立劇場ならではの伝統文化、現代舞台芸術の分野の相互交流、製作者、技術者の資質向上のためのインターンシップや実地研修の受け入れをしております。

さらに我が国の貴重な文化遺産でございます伝統芸能の保存・振興を図りますためには、その伝承者を養成確保していくことが不可欠でございます。家元制度等により、伝承者の養成が行われていない分野につきまして、国立劇場が養成を行っております。次期中期目標期間におきましては、各分野の人材の実情及び関係団体の意見を踏まえ、分野及び規模を見直しまして、大衆芸能（寄席囃子）を中止し、歌舞伎（竹本）を再開いたします。

なお、現代舞台芸術の研修事業につきましても、我が国におけるオペラやバレエ、演劇を発展させていくためには、国際的に通用する高い水準の実演家の養成・確保が不可欠でございます。高等教育機関等において、基礎的教育を受けた人材の中から、より高い才能の選抜を行い、公演と密接に連携した形での高度な研修を行っていくことが必要でございます。世界の劇場におきま

しても、このような研修を行うのが一般的でございます。

このように養成事業、研修事業は極めて重要な事業でございますが、事業全体の経費につきましては、工夫を図り、効率化に努めてまいります。

資料5ページをご覧ください。最後に伝統芸能・現代舞台芸術に関する調査研究、資料収集、活用の見直しについてご説明いたします。

まず調査研究成果の有効活用の観点から、インターネット公開を推進し、映像記録の劇場での上映会の開始に向けて検討をするとともに、両者の利便性の向上と、広報活動の強化を図る観点からも、一般公開施設について見直しを行います。さらに、国立劇場で行う上演に関する調査研究の重点化を図りますとともに、その他の調査研究につきましては、所期の目的を達成したことから、順次終了を含め、見直しを行います。

以上、日本芸術文化振興会の見直し当初案についてご説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました日本芸術文化振興会の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら。どうぞ、黒田委員。

○ 黒田（壽）臨時委員

質問を簡潔にさせていただきますが、まず支援事業のことについて、支援事業の見直しをされていらっしゃるわけであります。この中で、助成事業の一元化を掲げておられます。また、全体としての助成プログラムの見直し、文化振興基金の助成見直しもおっしゃられています。振興会の行う助成事業の中に、助成プログラムをどのように見直していくのか、その点についてもこの計画の見直し当初案の中に書き込む必要があるのではないかとということが1点。

それから助成事業の一元化をすることによって、助成の規模がどれくらいになるのかということとです。今後、国の財政状況をみますと、当然縮小方向にあるのだろうと思うのですが、それをどのようにお考えになっているかということが2点目。

それから3点目は、文化庁の助成事業をこの振興会に移すのですから、文化庁の助成担当の職員はこれで何名ぐらい削減されるのか。この3点について端的にお答えいただきたいと思います。

○ 尾山文化部長

今回、芸術文化活動に対する支援事業の一元化を図ることにいたしておりますのは、文化庁と日本芸術文化振興会で共通に対象としております、舞台芸術及び映画の製作に対する支援事業で



ございます。

一元後、舞台芸術につきましては、創造活動への助成を文化庁の補助金を財源といたしまして、普及活動への助成を芸術文化振興基金の運用益を財源にすることをまず考えているところでございます。

それから、映画の製作につきましては、文化庁の補助金を財源とする助成に一本化いたしまして、芸術文化振興基金の運用益による助成は取りやめる予定でございます。芸術文化振興基金の運用益による助成につきましては、このほか美術、文化財も対象としておりますし、各分野のニーズに応じた助成プログラムを設けていることでもございますが、先ほど申し上げましたように、映画製作への助成を取りやめることを考えておりますので、より効果的な助成プログラムになるよう、再構築してまいりたいと考えております。

検討の方向性といたしましては、地域文化の振興を目的とした助成事業の在り方、文化財の公開と活用を目的とした助成事業の在り方、アマチュアの文化活動の活性化を目的とした助成事業の在り方などが考えられるわけでございますが、具体的な内容につきましては、芸文振の基金の運営に関して審議する機関でございます、芸術文化振興基金運営委員会に諮問して決定してまいりたいと考えております。

なお、文化庁の支援事業につきましては、芸文振に一元化するものもあるわけでございますが、文化庁では引き続き、芸術文化振興施策として、人材育成、調査研究等の基盤整備でございますとか、子供の文化体験の充実などの、次世代への投資、又は各地の芸術拠点に対する戦略的な支援、国際的な文化交流の促進などにつきましては、直轄事業として行っていきたいと考えております。

それから、一元化したことにより、予算規模はどうかのお尋ねがございましたが、助成事業の一元化につきましては、募集活動等のスケジュールがございまして、最短で実施するとしても、再来年度、平成 21 年度からを考えているところでございます。したがって、予算につきましては来年度の概算要求において検討することになります。具体的には文化庁の補助金による舞台芸術及び映画製作に対する助成事業の予算が検討の対象となるわけでございますが、基本的には現在の文化庁の支援事業の予算を基礎としながらも、効率化等の可能性を検討していくこととなります。

また、運営費交付金を財源とする舞台芸術振興事業につきましては、文化庁の補助金による助成事業に統合することを含めて、見直しを図る予定でございます。

芸術文化振興基金につきましては、運用益によって実施しておりますので、基本的には現行の水準を維持していくことを想定いたしております。

それから文化庁の職員は何名削減できるかのお尋ねがございましたが、もちろん、このよう

な一元化することによりまして、文化庁の事務費の削減とともに、関係する点も削減の対象となることが可能と考えているところではございますが、21年度を目途に検討してまいりたいと考えております。ただ、現在、助成の担当をしている職員の定員上の措置は1名となっているところでございます。

○ 富田分科会長

よろしいですか、黒田委員。

ほかにいかがでしょうか。

○ 河野臨時委員

先日、新国立劇場を拝見しまして、すごい装置に感銘したところであります。

公演事業について少し質問させてもらいたいと思います。3ページに劇場施設の使用の最適化がありまして、2つのことをやるように努めると書いてあります。幾つか国立劇場がありますね、これらの稼働率を上げるとのことですが、具体的にはどうするのか。上げるという言葉は簡単ですが、今まで幾つかの劇場で試みられていて、なかなか上がらなかったものを上げるということでありましょから、どうすれば上がるのかということが1点であります。

それから主演公演について、費用対効果に努めるとのことです。費用の削減が1つあるかと思いますが、効果としては具体的にどのようなことを考えているのか。自己収入といいますが、公演の自己収入も増やすような形のことも考えているのか、費用対効果の効果について、何を考えておられるのか。お答えいただければと思います。

○ 尾山文化部長

まず後の質問からお答えしたいと思います。費用対効果と申し上げましたが、補足して申し上げますと、機会費用の考え方を取り入れるということで、練習に使っていても、それを貸し出ししたとすれば、収入が上がってくるわけですから、そういったようなものをなくしていることについて、もっと意識を高めて、より貸し出す日数を増やすことによって収入を増やすことで努めていきたいという意味で申し上げたところでございます。

○ 河野臨時委員

それは、自主公演の練習日が減るということですか。

○ 尾山文化部長

練習の仕方を効率化して、舞台を空けて、それをほかの団体に貸し出すように、日数を増やしていきたいということでございます。

○ 河野臨時委員

そうすると、自己収入が増えるということですか。

○ 尾山文化部長

はい。それで具体的にどうするのかとのお話でしたが、例えば1つに、主催公演では本番の公演以外にその舞台装置や照明等の仕組み等、解体に必要な日数として、数日間使っておりますし、また、舞台上でのリハーサルで数日間を使用しようとしておりますが、例えば再演する演目について、先ほども申し上げましたように、リハーサルを効果的に行うなどして、全体の使用期間を短縮することがまず考えられると思っております。

それから、また、オペラとかバレエについて申し上げますと、新国立劇場で実際にご覧いただいたということも伺っておりますが、通常、1演目を2日、3日おきに公演する形態をとっておりますが、これをレパトリーシステムと言われている複数演目の日代わり公演の本格的導入を検討いたしまして、休演日を少なくすることができますので、そのようなことによっても、貸出日を増やす方策も考えられると思っております。

それから、貸し出す先についての営業努力も必要だろうと思っております、もちろん新国立劇場などは希望者がたくさんあるわけでございますが、国立劇場、国立劇場おきなわなどにつきましては、広報活動の充実など、積極的な営業活動を図りまして、多様な利用形態なども想定しつつ、例えば、学校等の新たな顧客を拡大するとか、そのような方法も考えられるのではないかと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

同じく新国立劇場の今度は現代舞台芸術の研修についてお聞かせください。まずそもそも民間で行われていることについて、あえてやらなければいけないのかどうかという点が1つ。ただ、一方でレベルの高い人材を養成するのにある程度国費の投入が必要であれば、今のような形が適切かどうか。

資料をいただきますと、1年間でオペラやバレエに関して言うと、10にも満たない数の方が新

規に研修としてやっています。オペラについては1年間に新規で5名ですよね。バレエは8名と  
でしょうか。あと一人当たりの年間経費はオペラで、これは平成17年度で1,700万円、バレエで  
2,000万円かかっていると。人数の規模がこれぐらいで、一人当たりにかかっている経費がこれ  
だけあり、しかもレベルの高い人材を育成するのであれば、何もここでやらなくてもいいのでは  
ないのかなと思います。例えば、バレエだったら、ロシアに留学させてあげるとか、そのような  
経費に使ってもっとより効率的に、そして高いレベルの人材を養成するという結果、アウトカム  
が得られるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

特に、文化庁で、新進芸術家留学生制度があると伺っております。それを充実するような形で  
も、結局同じような目標がより効率的に達成できないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○ 尾山文化部長

まず、ほかの民間でもやっているのに、新国立劇場で行う理由でございますが、我が国におけ  
るオペラ、バレエ、演劇を発展させていくためには、これは申し上げるまでもなく、国際的にも  
通用する高い水準のオペラ歌手、バレエダンサー、俳優を養成確保していくことは不可欠でござ  
いまして、こうした人材を養成するためには、先ほどご説明の中でも申し上げましたが、例えば、  
オペラについて申し上げますと、高等教育機関等において、基礎的な教育を受けた人材の中から、  
より高い才能の選抜を行って、これらの才能に対して、公演と密接に関連した形での高度な研修  
を集中的に行っていくことが必要であると考えております。

新国立劇場の研修は、ご案内のように、すぐれた舞台施設とか、設備も有しておりますし、あ  
わせてそこで公演も行っているわけですから、その公演の中に溶け込んで、または研修するとい  
ったようなこともできるわけでございまして、高度な人材養成の上で最も望ましい環境にあると  
考えております。

それから、国からの運営交付金も出ておりますが、さらには企業からの協賛金も集めておりま  
して、すぐれた資質を持つ、少数に限定された受講者を対象として、世界の一流指導者を招聘し  
ての指導によりまして、民間や大学等で実施する育成と異なる内容の長期的、継続的、組織的な  
面からの研修を実施しております。このような世界の劇場においても、このような研修を行うの  
が一般的でございます。

民間がどうかでございますが、やはり舞台施設を持っていないこともございますし、それから  
予算の面でもやはり新国立劇場に比べれば限界もあるということで、新国立劇場の研修所が行っ  
ているような公演と密接に連携・充実した研修内容の実施は困難であると考えているところでご  
ざいます。

それから、海外研修でやったらどうかのお話でございますが、なぜこのような新国立劇場が

設けられたかということからも申し上げたいと思います。オペラやバレエのような、各国共通に行われております芸術文化活動の分野で、日本が力をつけまして、これらの芸術文化の創造発信を通して、その発展に大きな役割を果たすということは、やはり我が国の国際的な地位向上を資するものであると考えております。そのためには、国際競争に耐え得るような、芸術監督を中心とした制作組織体制を作り上げるとともに、やはり高度な人材養成機関を有することも必要でございます。自前の人材養成機関を持っていることも、その国際的な評価の対象になるものと考えているところでございます。

新国立劇場の研修所は最大の効果が得られるよう、カリキュラムを組んでおりまして、そのレベルは世界的にも専門家の間で高く評価されております。

このようなレベルの高い評価を受けている研修所のマネジメント能力とか、カリキュラムの内容とか、教える講師の資質とか、必要な施設ですとかは、やはり日本の財産でして、このような若手芸術家を海外に派遣するだけでは、このような財産は蓄積できませんし、また、研修を受けた人材が次の世代を育てる指導者にもなるということで、この研修所の成果は、最終的には我が国の芸術界全体に広く及ぶものと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがございましょうか。どうぞ、宮本委員。

○ 宮本臨時委員

この分科会から、前回ヒアリングで指摘させていただいていると思いますが、国立劇場の施設や設備の管理についての経費の使い方について、全面委託も可能ではないでしょうか。それによって、もう少し合理化できるのではないかとことを指摘させていただいて、なかなかそれはふさわしくないという回答であったり、今回の見直しの中ではそれについて触れられていないということですが、本当にそうなのかをお聞きしたいと思います。

○ 尾山文化部長

国立劇場には迫りでございますとか、回転機能を持つ特殊な舞台機構、又は複雑な回路を持つ照明・音響機構等々、一般の建物にはない特殊な施設・設備がございます。これら特殊な施設・設備をもたせるための基盤的なインフラとして、電源設備、又は給排水設備、熱源設備、防災設備などの一般的な施設・設備がございます。このような特殊な施設・設備と一般的な施設・設備を両方全面的に委託できる団体は、実は日本には見当たらないということで、これを包括的に委託することは困難であると考えているところでございます。もちろん経費を削減しなければなら

ないという大事な要請もございますので、個々の包括的な比較は困難だと考えておりますが、個々の外部委託の推進につきましては、一層拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにかがででしょうか。どうぞ、岡本委員。

○ 岡本臨時委員

少し質問させていただきます。素朴な質問ですが、私は文化・芸術も必要だと思いますし、それに対する支援も非常に重要だと思っているのですが、先ほど、ご指摘の1ページの中で、戦略支援の助成事業の一元化について、悩ましいなと思いますのは、国の関係している独立行政法人において、基金を持っていて、文化支援活動に助成するところは結構あるのですが、それをどのようにとらえていらっしゃるのか。

確かに、例えば、文化芸術活動をここの文化庁あるいは芸文振がやっていらっしゃるような範囲で一元化とおっしゃっていると思うのですが、世の中、よく見ていると、基金事業を持っていて、その基金が助成をしている文化芸術活動は結構たくさんあるわけですね。それを文化庁はどのようにとらえていらっしゃるか。これはほかの省庁の所管でやっているから仕方がないとおっしゃっているのか、あるいは文化庁として、そこまで見て、芸術あるいは文化助成を考えていらっしゃるのか。

もし、そのようなことであれば、例えば、私が今回、調べたことで、日本万国博覧会記念協会が基金事業を持っているわけですね。これはその先で、支援をしているのはまさしく芸文振がやっていいような外形的にみれば同じようなところもあるし、そのようなところ全部ひっくるめて、このような助成事業の一元化と持っていくべきじゃないかな思ったりするのですが、文化庁のご見識を少し確認させていただきたいと思います。

○ 尾山文化部長

国のレベルで、文化芸術創造活動に対して支援をしているのは、芸文振だけであると思います。

例えば、国際交流基金などの支援事業は、海外交流との関係でやっていらっしゃるものでございまして、振興会とは少し別の立場から事業を実施されています。

もちろん、民間で、又は財団法人、助成財団がたくさんあるのはご指摘のとおりでございますが、やはり額からいっても、芸文振のほうが圧倒的に中核を占めているわけでございます。だから、ここはやはり国として芸術文化を振興することは大切でございますし、ここはきちんとした

制度を持ってやっていかなければいけません。

もちろん民間のほうで多様な観点からいろいろ支援していただくことは大事でございますので、私どもとしてもそちらのほうは、また、別途、いろいろな税制の面で振興を図っています。

○ 岡本臨時委員

私が申し上げたのは、民間ではなくて、JICAではなくて、ある独立行政法人が基金事業を持っていて、国内の芸術文化の振興をやっているのがみられるということです。これはいろいろな事情があつて、それなりに理由があると思うのですが、今、審議官がおっしゃったご説明の類型には入らない。そうすると、独立行政法人が基金事業を持っていて、いろいろな芸術はもうやめてしまつていいという判断でいいものかどうかなかなか難しい問題があると思つているわけです。

このように芸文振で一元化なんて言われてしまいますと、それ以外の独立行政法人の基金については、どのように考えていったらいいのでしょうか。それはもうやめてしまつてもいいところに金を出しているという、乱暴な議論をしてもよろしいのでしょうか。私が申し上げたいのは、芸術文化を振興するお立場から、それをどのようにとらえていらっしゃるか。もし、認識が違つていけば、また後でいろいろと意見交換をしたいと思つているのですが。

やはり、国が関与している部分のお金でして、このような情勢でもありますので、やはりしっかり効果を図っていかなければいけない。たとえ文化庁の所管ではないのかもしれませんが、少し問題意識を持っておりました。

○ 尾山文化部長

恐縮ですが、ご指摘の万博の基金については、私は詳細を存じ上げておりませんが、いづれにしても、基金でやっておりますのは、今の普及活動に対する助成を中心にやっております。もちろん映画とかの助成もやっておりますが、中心はアマチュアの普及活動とか、又はこれからプロがもう少し大きくなろうとしている際の活動が中心でございます。

すそ野を広げるといふことも非常に大事なことだと思つておまして、基金も昔、始まったころは利率、運用益が高かったものですから、かなり大きな助成ができたわけでございますが、現在そのような経済的な状況もあつて、支援できる額の規模は縮小しております。ですから、そのような点を考えますと、このような基金以外にもいろいろな基金が協力しながら、いろいろな観点から文化芸術活動を支援していくことが大切だろうと思つております。

○ 富田分科会長

いろいろとご説明いただいたわけですが、それらをすべて我々納得したわけではないのであります。時間の都合もありますので、今日のところは、これで、日本芸術文化振興会についての議論を打ち切らせていただきます。

予定よりかなり遅れておりますが、ここで10分間休憩をとりたいと思います。15時52分に集合しましょう。

( 休 憩 )

○ 富田分科会長

それでは時間になりましたので、再開いたします。

日本スポーツ振興センターの見直し当初案の主要なポイントについて、ご説明いただきます。

5分程度でお願いいたします。その後、質疑を行いたいと思います。

それではよろしく申し上げます。

○ 石野総括官

文部科学省のスポーツ・青少年局の総括官の石野から説明させていただきます。

お手元の資料の5をご覧くださいと思います。日本スポーツ振興センターの見直し当初案についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、日本スポーツ振興センターの業務でございますが、国際競技力の向上等のためのスポーツの振興に関する業務、さらに、災害共済給付業務等の児童生徒等の健康の保持・増進業務を推進してきております。

国の施策との関係といたしまして、基本方針2007にございますような、国際競技力の向上、又は安全・安心の確保、さらにスポーツ振興法に基づきまして定めておりますスポーツ振興基本計画の各種施策の遂行、又は食育推進基本計画に基づきます食育の推進等を実施してしております。

1枚おめくりいただきまして、今回の見直し当初案のポイントでございますが、まずスポーツ施設、国立競技場等の運営・提供等に関する業務でございます。外部委託の推進、さらに、自己収入の増加の2点からの見直しをしてきているところでございます。外部委託につきましても、競技力向上に関する観点に立って、ナショナルスタジアムとしての国立競技場の運営に関する基幹的業務につきましても、センターが業務を遂行する一方で、定型的な業務等につきましてもは外部委託を更に積極的に推進していきたいと考えております。

さらに、自己収入につきましても、スポーツ施設の効率的活用、施設利用料の見直し、又は国立競技場にある園地の有効利用等を進めることによって、自己収入の増加を進めてまいりたいと



考えております。

1 ページおめくりいただきまして、次に国際競技力向上のための研究支援業務でございますが、日本スポーツ振興センターにおきましては、平成 13 年に北区の西が丘にある国立スポーツ科学センターについて、国から現物出資を受けております。さらに、その隣接地にナショナルトレーニングセンターの一部である屋外トレーニング施設について、今年の 1 月から、他の屋内トレーニング施設及び宿泊施設につきましては、現在、国で整備中でして、来年 1 月から、全面的に供用開始の予定でございます。これらの施設を使いまして、スポーツ医・科学の研究体制等を利用した形での国際競技力のための研究支援業務を行っています。これにつきましては、アテネオリンピック等においても、この国立スポーツ科学センターでの科学、医科学情報等の研究成果を活かした支援によって、金メダル等のメダル獲得につながったわけでございます。さらにその中ほどにございますが、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターの管理運営部門の一体的な組織運営又は密接な連携によりまして、効率的な運営をすることにより利益の確保を図る中で、国際競技力のための研究支援事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらにこの②にございますが、ナショナルトレーニングセンター、来年 1 月から全面的供用開始になりますが、これにつきましては資産の有効活用の観点から、命名権の導入を検討したいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、4 ページでございますが、スポーツ振興のための助成業務として、センターにおきましてはスポーツ振興基金あるいはスポーツ振興くじの収益等により、競技団体あるいは地方公共団体等への助成業務を行っておりますが、これにつきましては、効果的な助成業務、又は透明性確保や情報公開の推進について取り組んでまいりたいと考えております。

それからスポーツ振興投票業務、いわゆるスポーツ振興くじでございますが、平成 13 年度以来、18 年度まで残念ながら売上が下がってきておりました関係で、財務内容が悪化しておりました。これにつきましては、経費の節減、又は売上の向上を図る努力をしてくれておりますが、平成 19 年度につきましては、下のほうにございますが、平成 18 年度は 135 億円でしたが、平成 19 年度は 9 月 10 日の時点で、225 億円の売上で、前年度の売上を大幅に超えておりますとともに、本年度の売上計画額 221 億円を既に超えまして、黒字を計上しております。さらに、売上向上等に努める中で、繰越欠損金の大幅減少が見込まれる状況になっております。引き続きまして、売上回復、経費節減を図る中で、繰越欠損金を早期に解消することにより、財務内容の改善に努めてまいりたいと考えております。

5 ページでございますが、通学路を含めた学校の管理下におきます災害・事件・事故に対する災害共済給付でございますが、これにつきましては、平成 17 年度に 47 支部を 6 支所に再編するブロック化し、さらに、災害共済給付をオンラインで申請できるオンラインシステムの利用促進

での事務の省力化・簡素化を図っておりますので、さらに着実に進めてまいりたいと考えております。

それから、学校安全普及業務、食に対する普及充実業務、衛生管理に関する業務でございますが、センターが今後も引き続き行います業務につきましては、抜本的な見直しをいたしまして、災害共済給付業務及び関連する業務に重点化を図るとの観点から5ページの①から⑦にございます、各種事業につきましては、既に十分な成果を挙げていると考えておりますし、あるいは地方公共団体等の取組に任せる等の中で、すべて7事業を廃止いたします。

それから次のページをご覧くださいまして、実態調査、講習会につきましては、それぞれ統合を図ります。さらには、調査研究事業につきましては、災害共済給付のデータを活用した事業への重点化、さらにホームページの充実などによる印刷経費の削減を図る等による経費の削減、有償化という形で、従来無償で実施しておりました会議室の貸し出し、検査事業等につきましては、有償化を図るといった抜本的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後のページでございますが、組織の見直しといたしまして、人件費削減の取組の推進、IT化の推進、外部委託の推進など、より一層業務の効率化の推進、さらに③といたしまして、先ほどご説明申し上げましたナショナルトレーニングセンターと国立スポーツ科学センターにつきましては、運営部の一体化を図ることにより、同一の運営部の中で、同一施設の管理運営をする形での効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### ○ 富田分科会長

ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました日本スポーツ振興センターの見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもご発言願います。河野委員、どうぞ。

#### ○ 河野臨時委員

ご説明、どうもありがとうございました。

日本スポーツ振興センターの仕事といたしますと、1ページの一番上の国民の心身の健全な発達への寄与について5つぐらい記載されていますが、主たるものは、その最初の3つだろうと思います。それからスポーツ振興投票業務は最初の3つをサポートするものであり、その右側がプラスアルファの仕事かと思いますが、今、スポーツ振興センターについて、国民の視点から一番関心があるのは、多分、スポーツ振興投票業務ではないかと考えております。

見直しの当初案で、4ページでしたか、売上の回復、費用の削減、繰越欠損金の早期解消を図

るとあります。そして、説明でスポーツ振興投票業務について、幸い、平成 19 年度は、売上げが伸びているとのことでした。これも繰り越した資金があって、当選金額が上がる効果があつての一時的な売上の伸びで、それが、未だ、多少、影響しているのではないかと考えております。なお一層売上の向上に努めるような案を考えないと、またギリ貧になっていくのではないのでしょうか。

それから経費の節減であります。これは直営方式に変更したことによって、半減ということになっておりますが、一体、何により、そんなに節減されたのか、具体的な内容についてお教えいただければと思います。

また繰越欠損金について一言、結果的に利益が投票業務から出なければ解消しないとのことですが、先の見込みとして、平成 19 年度の時点ではどれくらいの期間で解消ができると考えておられるのでしょうか、スポーツ投票業務についての質問が 1 つ。

それから先ほどいったプラスアルファに当たる部分の災害共済給付業務等ですが、5 ページ等に挙げられている災害給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務の一部は廃止となっております。今申し上げました業務について独立行政法人として行う必要があるのか。どうしても行う必要があれば、具体的にその理由を説明していただければと思います。違う内容についての 2 つの質問です。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いいたします。

○ 石野総括官

まずスポーツ振興くじでございますが、今、河野委員からご指摘がございましたように、昨年の 9 月から発売いたしました高額当選くじ、いわゆるビッグ 6 億円くじがある意味では購入者の支持を受けて、それに基づいて、多額の売上が伸びてきている状況がございます。これは 5 月に 1 回で 60 億円売れた後の状況をみておりますが、私どもの当初の年間計画額よりもさらに上回っている状況が引き続いてきておりますので、これはまず着実に売上を伸ばしていくと同時に、来年度以降、同じくじの種類だけでいいのかについては、スポーツ振興センターの中でも、その中にある民間の専門家とも常に協議をしながら、手を打っていかうとしている状況でございます。

経費節減でございますが、コスト半減と申しますのは、第 1 期の平成 13 年から 17 年、金融機関に委託していたときの損益分岐点と、現在、平成 18 年から直営方式でやっております損益分岐点が約半減しておりますが、基本的に一番大きいのは、くじの場合、全国でくじを販売して払い戻しをするシステムの経費が、大変、大きいわけでございます。第 1 期のときは、当時、約 2,000

億円の売上があるのではないかとの市場調査に基づいたシステムを開発しました。第2期につきましては、第1期の反省点を踏まえて、それを、例えば、約600億円程度の売上に応じたシステムにしており、そのシステム開発経費や運用経費が、具体的には大きく下がっております。

あとは直営方式によりまして、個々の業者との競争入札等によってぎりぎりまでコストを下げていく努力を各分野にわたって努めているところで、コストを節減してきております。

繰越欠損金につきましてはでございますが、平成18年度末で、264億円の繰越欠損金がございます。この中で一番大きなものは、昨年、第1期の委託金融機関に対する未払い委託料を返済する際に銀行団から長期借入している190億円でして、この長期借入は平成19年度から10年間で計画的に返済する状況になっております。

この長期借入の返済が、今年は4億円でございますが、これは221億円売り上げた際の計画でして、今年はその221億円を大幅に上回る売上になっておりますので、その売上状況をみながら、銀行への長期借入の返済の繰上償還も含めて、欠損金をなるべく早い段階で解消するように、今後努めていきたいと考えております。

それから災害共済給付等の部分でございます。まず災害共済給付につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、学校におきます災害の共済給付でして、現在全国の小中高等の児童生徒の約98%、約1,800万人が加入して、年間約200万件の給付をしております。学校で給付対象となる事件・事故が全く起きない、ゼロになるかということ、これはどうしてもやむを得ない頻度で出るときがありますが、その起きたときに、裁判ざたにならない、トラブルが起こらない形で、公的な給付を行うことによって、公教育を安定的にスムーズに運営させる大変大きな公益目的の事業であると思っておりますし、私どもとしては、学校教育制度を運営していく上での1つの大きな柱になっていると思っております。

このため、引き続き具体的な実施については、独立行政法人が行っていくのが最もふさわしいと考えておりますし、今回の見直し案はその災害共済給付事業そのものを引き続き行うとともに、他の学校安全普及業務等につきましては、この災害共済給付事業によって得られたデータ等を学校にお返しするという最小限の事業に重点化していく見直しをしております。このセンターが引き続き、必要なものに限って事業を行うことは十分意義があると考えているところでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。河野委員。

○ 河野臨時委員

災害共済給付業務は、大学では生協がやっていて、民間に委託してもできるように思いますが。

○ 石野総括官

民間で実施したほうがコストが安くなるか、又は全国の小中高、今申しました1,800万人の児童生徒を対象に、より安価なコストでより多い給付ができるかがまず1つございます。

そのような点を勘案して私どものほうからみてみますと、この災害共済給付は保護者と学校の設置者と国との3者によります公的な給付でございますが、民間で行うよりも、都道府県教育委員会、学校等の協力を得る中で、最も低コストで多額の給付を行う内容的によりよいものができるのではないかと考えて実施しているということです。

○ 富田分科会長

よろしいですか。

では、宮本委員、どうぞ。

○ 宮本臨時委員

ただいま説明していただいたのですが、今回、totoの売上が目標を超えているという部分での超過の利益というのは、すべて欠損金の返済に回すことでよろしいのでしょうか。

○ 石野総括官

スポーツ振興くじは平成13年から始まっております。議員立法ですが、法律の中で、設置目的がスポーツ振興助成のためとされております。そのスポーツ振興助成という公益目的のために使うので、刑法で禁止されている賭博の例外として実施することができるということがございます。

今回、平成19年度の場合に、221億円の計画額を立てておりますから、この221億円の場合には、先ほど申しました、黒字になる中で、4億円の債務償還をすると同時に、スポーツ振興助成はセンターの予算上では8,000万円と非常に少ない振興助成計画を立てております。そのような中、年度末を迎えないと明確な額は出ませんが、221億円を超えた最終的な利益については、私どものほうとしても、センターとしても、とにかく繰越欠損金が多額に上っておりますので、これを早く返すために努力しなければいけないというのが基本ラインでございますが、このスポーツ振興くじが認められている目的は、スポーツ振興助成を行うことでございますので、全く利益が出たものをスポーツ振興助成に全く回さないのも、そもそもの制度の目的やスポーツ振興のために寄附をする目的でくじを買っていただいている方の思いも踏まえると、すべてを繰越欠損金

の繰上償還だけに回すのも厳しいと思っております。

したがって、どのような割合で、どうするかは、これからいろいろな関係者のご意見を聞きながら判断する必要があると思いますが、ただ、基本は繰上償還を重点的に進めていく必要があるかと思っておりますし、そちらのほうの割合がかなり大きくなるのではないかと考えているところでございます。

○ 宮本臨時委員

説明が通る形での処理をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。黒田委員、どうぞ。

○ 黒田（壽）臨時委員

これも関連する質問ですが、先般の分科会のヒアリングにおきまして、totoは、政府からのお金が一銭も入っていない、したがって、借入金190億円で運営しているとお話だったと思うのですが、ここをよくみてみますと、190億円の借り入れに対して、政府出資金が担保に供されておりますから、これは政府が全く関与していないことではないと思ひます。したがって、この190億円をいかに早く返すかが一番重要であって、繰越欠損金を解消するのも大変重要であります。この190億円の借入金を返済していく手立てを新計画でしっかりとやっていただかなければならないと思ひます。

そうしませんと、出資金を担保にして借りたお金で運営しているから、これは民間でやっていると主張しても、国民の納得を得られないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 富田分科会長

今の何か反論か何かあるのですか。

○ 石野総括官

反論といいますか、私どもも、政府出資された振興基金を担保に供して、大変、これは正直心が痛んでいることとございます。私どもとしては、代金の未払い委託料を早急に返さなければいけない状況の中で、法律に基づいて認められた手続に則ってやらせていただいたものでございますが、今の黒田委員からもご指摘がございましたように、繰越欠損金264億円の中の最たるものがこの長期借入金の190億円でございますが、これを速やかに返していく努力はしなければいけ

ないと考えております。

この190億円を長期借入しましたときに、私どもも中期目標、中期計画を改定いたしまして、返済計画を作っておりますが、これを先ほどから申しておりますとおり、売上向上をなるべく増やして、なるべく早く長期借入金の返済、又は繰越欠損金の解消に向かって努力して、昨年の6月に参議院の警告決議でも国民に負担が及ばないように繰越欠損金を解消しろと強く言われておりますので、これに向かって、私どもとしても必死の努力をしていきたいと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

私も toto について質問したいのですが、繰越欠損金の解消とは、それ自体、もちろん悪いことでも何でもなくて、ぜひ早いうちに解消していただきたいのですが、ただ、先を見通すときに、果たして toto の事業をずっと続けていくのが正しいのかどうかは、当然、これまでの経緯からすれば、それも議論すべきではないかと思っています。

そこでご質問です。toto の事業をやめざるを得ない状況にならないでほしいですけれども、去年ぐらいまでの状況がまた来るのであれば、それは当然考えなければいけないと思うのですが、その際に仮にやめるとしたならば、事業をやめるに当たって、新たな負担としてどれぐらいのコストがかかるのかを教えてくださいたいと思います。もちろん、今、厳密なことは分からないのであれば、後で事務局を通じて教えていただければいいことなのですが。

なぜそのようなことを申し上げるかという、センターのバランスシートを見せていただくと、資産のところソフトウェアで結構な金額が載っていたりします。これは toto に関する部分の資産なのかと推察しているのですが、例えば、いきなり事業をやめたとしたら、その部分どうなるのか、どうなると考えているのですか。

当然、このような状況ですともし、事業をやめるとしても、その場合どうするかも考えなければいけないと思っていますのですが、その際の基礎的なデータとして、どのぐらいの負担が必要なのかを知っておきたいと思いますので、ぜひ教えていただきたいと思います。厳密にはもちろん後日で結構ですが。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。

○ 縣臨時委員

災害共済等の附帯業務について伺いましたが、今伺った限りでは、給付等、それから情報機能しかないと受け取らせていただくと、確かに支部を減らされたご努力は分かりますが、むしろもう中央で一括してやってもいいような気がいたします。資料を拝見しますと、支部の経費もかなり大きいと思いますので、業務を残す必要があるとお考えであれば支部を全廃して、中央で一括して処理されることが可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 石野総括官

災害共済給付につきましては、先ほどご説明したとおり年間 200 万件の給付件数があり、全国の各学校から教育委員会を通じて申請が上がってくるわけですが、当然、このオンラインシステムは、請求側、学校側についての事務の省力化になっております。ですから、学校の先生方が子供と向き合う時間をより多く確保する点からの改善にはなっておりますし、そのオンラインシステムによって、センターが全国の事故・事件等に関する統計を入手する面でもより効率的になっておりますが、この 200 万件の給付の申請があったものについて、それが具体的に給付の要件に合っているかどうか、又はそれが本当に学校の管理下にあったかどうかについて、申請者側との相談、又は現地での調査、あるいは最近では例えば学校でのいじめによって自殺をした子供への給付について、大変長い間の協議が続きましたけれども、そのような面での対応といった形で、学校現場、又は都道府県教育委員会、さらにはその審査にご協力いただく都道府県等の医師会、歯科医師会等々の協力関係をつないでいく上で、それぞれのポイントポイントにしっかりした対応ができる職員がいる場所が必要だと、私どもは考えております。

従来、平成 17 年度までは 47 都道府県でやっておりましたが、この 17 年度から 6 か所にまとめて、よりバランスがとれた審査をすると同時に、相談体制をきちんとするため、私どもとしては、この 6 支所が都道府県、教育委員会、学校との関係でも不可欠だと考えております。これを仮に東京に 1 か所にした場合には、それぞれの災害共済給付についての手続の説明又は相談、あるいは各学校現場への審査への現地調査といった場合に、現在よりもさらに人も含めてコスト高になると考えておまして、私どもとしては、今の 6 支所体制の中で、きちんとしたサービスを都道府県又は各学校に行っていくのが、最も適正な形ではないかと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。



○ 岡本臨時委員

先ほど浅羽委員は非常にマイルドにおっしゃったと思うのですが、やはりスポーツ振興投票業務については、疑念がどうしても残ると思います。今の商品設計がどうなのか以前に、やはり過去に失敗があったので、もう一度このような状況まで至ったら、この業務はやめますというような、いわゆる損切りというのは変ですが、そのような点について、やはり文部科学省としても、考えておくべきであり、又はそれは表明すべきではないかなと思います。

何か問題が発したら、また、次の商品設計を頑張ります、それで売上が頑張りますでは、どんどん広がっていくような懸念をどうしても持ってしまうがちになってしまうので、このようなことは二度と起こさないというようなところまで踏み込んでいただけないかと、これは希望なのか、要望なのかよく分からないながら言っているのですが、やはりそのような感覚は国民の中にあるのではないかなと考えております。

国会の議論も昔の議員立法の時と比較すると何か変わってきているように思えなくもないので、やはり行政当局として、このような点について表明すべきではないかなと、意見としては申し上げておきたいと思います。

○ 富田分科会長

何か反論でも。

○ 石野総括官

浅羽委員、岡本委員からくじについてのお話でしたが、私どもも平成13年からやってきて、右肩下がりの売上げになって、それで、繰越欠損金が多額に上ってしまいました。その際に昨年の9月に長期借入金でいったん第1期の債務を償還する際に、私どもとしてもセンターの中期目標、中期計画を変えまして、そこで売上計画額の目標又は繰越欠損金の減少についての毎年度の目標をきちんと明記するとともに、それを独立行政法人の評価委員会で毎年きちんと監視して、チェックしてその評価結果を踏まえて対応していくことを中期目標・中期計画に初めて、ある意味では数字も含めた形でのルール化した監視システムを作ったわけです。

私どもとしては、その監視システムをきちんと文部科学省の評価委員会にお願いして評価をしていただきながら、引き続き、このくじがさらに財務内容を悪化させないように監視していきたいと思っております。

○ 縣臨時委員

先ほどおっしゃったところで、例えば、相談件数とか、実地に行われなければいけない業務が

あると思いますので、それを例示的で結構ですから、お挙げになって、それで6か所で分散して処理した場合の経費と、中央で処理した場合の経費についてシミュレーションしていただいて、分けたほうが良いと説得できるかどうか、その点、文書で説明していただきたいと思います。

○ 富田分科会長

河村委員、どうぞ。

○ 河村臨時委員

totoの件で、コメントを申し上げさせていただきたいと思います。いろいろな委員から指摘が出ておまして、趣旨は全く同じでして、やや言葉が厳しくなるかもしれませんが、やはり所管される省庁として、このようにやってもやってもなかなか損が埋まらないどころか、拡大する一方で、もう本当に資金繰りの面でも、ショートすれすれのところを190億円借り入れて綱を渡っていらっしゃる状況にあるわけですね。やはり、これを本当にこのまま続けていったいいものなのかぜひとも真剣にお考えいただきたいです。

もう1つは、この事業がもう続かないという状況が、どのような事態から出てくるのがこれからあり得るかをお考えいただきたい、ということです。民間からの借入を10年間とされたと言いましたが、10年間どのような状況があっても、例えば、今、ずっとご説明いただいているような、いろいろな中期計画の見直しをしました、一応前向きに努力しています、努力しています、努力していますと言うだけで、黙ってそのままお金を貸し続けてくれるものではおそろくないですよ。やはり担保も当然とられているわけですし、何かいろいろな条件が当然ついていらっしゃると思いますし、そのような条件にヒットして、本当に銀行も対応を考えなければいけないことになって、金融庁も動いてとかいうことになって、そこで非常に大きな国民の議論が巻き起こるようなことになってから、後から対応するようなことになると、どのようなことになるのかをぜひとも重く受けとめて、お考えいただきたいと思います。

前向きに努力しているから、そういうことにならないという保証は正直言ってないということではないでしょうか。やはり先行きの経営リスクをきちんとお考えいただいて、前向きにひたすら継続するとは逆に、この事業をこれからどのようにやっていくのが国民にとってベストなのかをぜひとも真剣にお考えいただきたいと思います。

以上です。

○ 富田分科会長

ご丁寧にご説明いただいたのですが、なかなか心に響かないですね。今も河村委員ご指摘のよ

うなことが大方の国民の声ではないかと思っておりますので、ご丁寧なご説明はますます何か十分なご説明をいただけなかったと、逆にとれてしまうような、空々しさすら感じるわけでありまして、今日は、あえてご説明をもう聞かないことにしたいと思っております。総括官、何かまだありますか。

○ 石野総括官

1点だけ。当然、私ども、経営は大変難しいということは認識しながら、平成19年度、今の時点で、今年度の計画枠はこのような形の売上向上までこぎつけてきていることだけは、もう一度ご報告だけさせていただきたいと思っておりますし、それだけ私ども厳しさをもって一応今取り組んでいることだけはご報告させていただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

だから、それも我々分かった上で、まるでくじに当たったようなことでもって、くじがよく売れるようになったという将来の明るさだけを考えるのではなく、スポーツの振興とは一体何かという観点から考えまないと、本当にくじの累損を処理するための機構になってしまうのではないのでしょうか。それで言いわけばかり聞いても、だれもうれしくありません。もちろんくじを楽しみにされている国民もおられるかもしれませんが、それが累損を出してまでやっていていいのかという問題もあるでしょう。ですから、非常に苦しい中でこのような計画を立てたことのご説明は分かりますと思えば分かるのですが、心に響かないという問題なわけです。

今日は、時間の都合もあるので、ここでいったん日本スポーツ振興センターにつきましては、議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、大学評価・学位授与機構の見直し当初案についてご説明を伺います。

予定も延びております。ご説明は5分程度でいただきたいと思っております。その後、質疑応答を行いたいと思っております。

○ 久保審議官

文部科学省の高等教育担当審議官の久保でございます。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の見直しについて、お配りさせていただいた資料6に基づきまして、ご説明させていただきます。1枚目は機構の概要でございますので、簡単に触れさせていただきます。

大学評価・学位授与機構は平成3年7月に学位授与機構として設置されたものでございまして、その後、平成10年の大学審議会答申におきまして大学評価のための第三者機関設置の必要性についての提言を受けまして、平成12年の4月に大学評価・学位授与機構として改組しまして、その

後平成 16 年 4 月に独立行政法人として設置されたものでございます。大学評価と学位授与という 2 つの機能を有している機関でございます。

見直し当初案につきまして、1 枚めくっていただきまして、2 枚目でございますので、それに基づいてご説明させていただきます。見直し当初案のポイントといたしまして、項目別に 5 つございます。左上の認証評価事業から、学位授与事業、調査研究、保有資産、組織の見直しの 5 点でございます。

最初の点が認証評価事業の見直しでございます。認証評価事業の効率化、合理化、経費の削減による業務費用の削減でございます。機構におきましては、平成 17 年、18 年度に行いました認証評価事業について、今年度外部評価検証を実施することにしておりまして、その結果も参考にしながら、事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から合理的・効果的な在り方を工夫検討しまして、業務費用の改善を検討することとしております。

2 点目が学位授与事業の見直しでございます。左下でございますが、各種の大学校を修了した後の修士、それから博士の学位授与申請者に対します論文審査及び口頭試問につきましては、申請者が大学院の修了者と同等の水準にあるかどうかを判断する目的で実施しておりますので、今後とも、そのような意味ではこれまで以上に厳格かつきめ細やかな論文審査を実施して学位の質を保証していく必要があると考えております。

他方で、その審査業務の効率化に伴います業務費用の削減につきましては、学位の質の保証を維持するとの当然の前提のもとで修士の学位授与に係ります審査体制の改善、それから学位審査会運営の見直しを行うことによりまして、業務費用の削減を図りたいと思っております。

学位審査手数料につきましては、学士が 2 万 2,000 円、修士が 2 万 7,000 円、博士が 6 万円という状況でございます。学位の種類ごとに定めております。この手数料につきましては、基本的には受益者負担の考えに立ちまして、学位授与申請者に対して、学位を授与するために直接必要な経費に限定して、適切な実費の範囲内で徴収してきておりますが、今後、法人化後の状況などを踏まえまして、改定の検討を行う予定といたしております。

3 点目が調査研究プロジェクトの整理・統合に伴う業務費用の削減でございます。平成 16 年度から 18 年度までの調査研究の結果と、本年度を含めます今後数年で得られます成果も考慮いたしまして、プロジェクト間で共通性のある調査研究内容を見直したり、整理・統合を行いたいと考えております。

4 点目が、保有資産でございます小平第 2 住宅の管理運営でございます。現在、約 82%、39 戸中 32 戸の入居率になっておりますが、この住宅地帯は国立大学などとの人事交流を進めますためにも、宿舎は必要と考えているところでございますが、仮に今後入居率が 5 割を下回って、その改善の見込みがないと判断できたような場合につきましては、売却等の処分の検討を行うこと

にいたしております。

最後の5点目が組織の見直しでございまして、国際連携センター長、部長相当職の廃止でございます。さらなる効率化を図るために機構長のもとに統括いたしまして、評価事業部に統合することといたしまして、部長相当職であったセンター長を1名減にいたしたいと考えております。

それから人件費の抑制を図りながら、機構の職員と共同で調査研究業務に専任する任期付の職員を採用したいと考えておりますほか、事務組織につきましては、毎年度の事業規模に応じて機動的な体制の整備を可能とすることをいたしているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それではただいまご説明いただきました大学評価・学位授与機構の見直し当初案につきまして、ご質問などございましたら、どうぞ、浅羽委員。

○ 浅羽臨時委員

2点質問があります。第1点目は認証評価事業についてです。釈迦に説法になってしまいますが、認証評価事業は大学基準協会や日本高等教育評価機構といった、一応民間の組織でも実際に認証評価がやられているのは、皆さんご存じのとおりであります。

ただ、一方で、2つだけでは、又はその2つにおいても処理能力等で、すぐにこの学位授与機構の認証業務もすべて引き継げるわけではないならば、少なくとも基本的に民でやれることは民でやればいいとの方向性の下で、民間の評価機関を育成する方向に、この認証業務をシフトしていてもいいのではないかと考えております。これについての文部科学省の見解を伺いたいと思います。

その点においてはポイントとして、当面は機構で認証業務をやるにしても、将来的にそれをどうするのかやはりポイントになろうかと思えます。現在と、そこから将来をにらんでということですね。

もう1点は調査研究業務ですが、ご説明いただいた最後に、任期付の職員の採用をおっしゃられていました。これも、こちらをメインで調査研究業務をやられていいのではないのかという気がいたしております。いろいろと調査研究の中身をホームページ等で拝見させていただきましたが、機構で専任の教授等をかなり多く雇われていて、それでずっとそこで専任でやらなければいけないものなののかについて、大変疑問を持っております。

方向として必要な研究については、研究そのものをやるなというのではないのですが、必要な

都度、プロジェクトチーム等を組成して、任期付の専門家の方等でやればいいのではないのかと  
思っているのですが、その点についてはどのようにお考えであるのか、以上、2点教えてください。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いいたします。

○ 久保審議官

まず第1点目でございますが、この認証評価事業につきまして、確かに様々な団体がスタート  
をされ始めたところでございます。これからでございます。いろいろな機関が認証評価を実施す  
ることになっていくのが望ましいと考えておりまして、そのような意味では民にたくさんの評価  
機関ができていくのは基本的なスキームだと考えております。

ただ、基本的に何しろ平成16年にできたばかりでございます。今ほとにかくみんなで認証評  
価自体が国際的に通用する評価をできるようにしていくことが、まず第一でございます。今、と  
りあえずこの2年、3年間で全体の評価が終わったのが2割でございます。あと900大学ぐら  
いを4年間でやらなければいけません。したがって、今ある評価機関が連携しながら、協力し  
て、とにかくやっていくことが大事だと思います。

かつその評価につきましても、今はとりあえず機関別評価、大学トータルの評価を行って  
おりますが、将来的には中央教育審議会の答申もごきますように、分野別評価、それは学部だけ  
ではなく、大学院の研究の評価などもやっていくことが国際的に大学の質を高めていくこと  
になるということで、もっとやっていかなければならない分野もごきます。

したがって、当面、この評価を少なくとも機関別評価にしても、あと900大学を4年間で  
やれるようにしないと、義務付けておきながら、物理的に評価ができなくなったのでは国の責任  
にもなってまいりますので、それはやっていく必要があると考えておりますし、今後、さら  
にどういった評価が国際的に見ても必要になるか、ますます評価は大事になっていくか  
もしれませんので、そのような意味では育てていきたいとの感覚ではいることはいま  
して、そのような意味ではこの学位授与機構につきましても、あわせて充実して  
いく必要が本当はあると、基本的には考えているところでございます。

それから調査研究機能につきましては、国内の評価機能もさることながら、国際的にも大学の  
質保証ということも言われておりまして、様々な動きが日夜出てきております。その  
ような動きを的確にとらえて、動向を把握して、具体的な事業に実施していく必要  
がありますし、それを国内の諸評価機関にも均てん化していく必要もあるという  
意味では調査研究と事業は表裏一体の関

係にもあります。責任をもって調査できる機関が1か所あることが、国際的にも日本の評価機能に対する信頼度を高めることにもなりますし、国際通用性の観点から見ましても、まだまだ調査していくことがございます。まだ流動的な要素もございますので、この調査研究は今後ともぜひとも私どもは必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。黒田委員、どうぞ。

○ 黒田（玲）臨時委員

今のことに関係するのですが、今、大学の評価は、私立大学は大学基準評価、旧国立大学、大学法人はこの機構と、ほとんど棲み分けができてしまっている感じがするのですが、大学基準協会は運営費交付金がなくてもやっているというようなことがあって、これは将来どのような設計をお考えなのか、ずっとこのまま棲み分けをしていくのか、そうではなくて、お互いノウハウを交換しながら、やっぱり民間に移していこうと思っているのか、長期的な点について教えていただきたいと思います。

○ 久保審議官

棲み分けといいましても、今のところかなり評価を実施している個数でいくと、ほとんど基準協会で行ってられます。国立大学中心に確かになっているのは、国立大学の評価、独立行政法人というか、国立大学法人の評価は国が責任をもってやらなければいけない関係で、若干の濃淡が出ているのはございますが、将来的、本質的には棲み分けなく、いろいろな評価機関があって、評価していただきたいところに、その評価する機関の評価方針に賛同して、そちらで見ていただくように分かれていくのが本当は望ましいのでございます。例えば基準協会は昔からですが、分野別評価にも力を入れてられます。今はまだスタート時で、機関別大学全体の評価をやるのに手いっぱいですが、将来的には分野別、学部なり大学の研究科ごとの評価が国際的質保証のためになってきます。そのようなところにもっと広がっていったときには、別のバリエーションで棲み分けというか、相互協力しながら実施していく形ができていくのではないかと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、宮本委員。

○ 宮本臨時委員

学位の授与業務に関してですが、経費の問題ですが、これは平成18年度で3億5,500万円ぐらいかかっていて、評価の手数料としては8,800万円、申請者からいただいています、その内訳で、実際の個別の審査の経費が1億1,000万円ぐらいで、残りが基準検討その他の経費になっておられるようです。まず1つは個別の審査経費については、すべて受益者負担でいただくことで、改定するということまでは触れられているようですが、学位授与そのものの基準検討その他について、2億円以上のお金がかかるところが、この学位授与機構でこの業務をやるのが高コスト化しているととれるのですが、いかがお考えでしょうか。

○ 久保審議官

学位授与は、基本的に学位を出すのは大学のみの機能というのは、国際的な基本でございますが、これをさらに範囲を広げて、そうでないところで学習された成果も多様な学習成果を評価する観点で、これに学位を広く授与するようにしようという、広い意味での生涯学習ですとか、様々な学習機会を適切に評価する観点で、学位授与機構でやって、学位授与機関でやってきているわけございまして、そのような意味では、この審査料の手数料収入は全額をこの業務の支出に当てまして、この学位審査会の個々の審査にかかわらない業務を維持するために必要なコストについては、ご指摘のように運営費交付金を得ているところでございます。

これはその学位審査手数料収入が、実際の経費を超えて利益を生じることがないように、あるいは逆に言いますと、各審査を受ける側に過大な負担にならないようにしているところでございまして、その授与業務自体として、全体としては均衡がとれていると思っておりますが、財務省の予算執行調査の指摘を受けておりますが、学位審査手数料と学位授与に必要な経費の差額が生じております。したがって、それは事実でございますので、現在、学士2万2,000円、それから博士は6万円までとなっております、この手数料につきましては、学位授与申請者に対して課すべき適切な額をもう少し検討していきたいと思っております。

○ 富田分科会長

よろしいですか。

○ 宮本臨時委員

質問としては、そこまでプラス、それ以外に共通経費的にかかる分が高いというか、なぜそれだけかかるかが、機構でやるのが一番いいのかという意味ですが、また後ほど…。



○ 久保審議官

それ以外の部分につきましても、できるだけコストの削減を図っていきたいと思っておりますが、その厳正な審査をやりますために、その分野に応じた専門家を集めて、試験をする、審査的なものをする関係上、どうしても経費がある一定程度かかるわけがございます。それをできれば同じ日にするとか、無駄をなくして、できるだけ効率化を図っていきたいということは努力してまいりたいと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございますでしょうか。河野委員。

○ 河野臨時委員

またコストのことについてお伺いしたいと思います。

認証評価と学位授与が主要業務だというように思いますが、平成18年度予算でいきますと、この認証評価に約5億円弱、学位授与に3億5,000万円ぐらい、合わせて8億5,000万円ぐらい、また、調査研究に5億2,000万円、それから情報提供に2億3,000万円、合計ではこの調査研究、情報では7億5,000万円ではほぼ主要業務と同じぐらいにかかっているようでありますが、補助業務がかなり高コストになっているのではないのでしょうか。

先ほど浅羽委員からも話がありましたが、調査研究について、フルタイムの人ばかりではなくて、パートといいますか、このような方の研究等も可能なのではないかと、それによって、コストを下げることも可能なのではないかとということでもあります。今後どのようにこの2つのコストの推移を考えているのか、教えていただければと思います。

○ 久保審議官

調査研究業務につきましては、ご指摘いただいたように、人件費が大きな部分でございますので、どうしても調査研究というか、この評価あるいは学位授与の世界的動向を知っている方を探して、調査していただいている、ここで専属でやっていただいている面がございます。そのような意味で、どうしてもこれから必要不可欠の部分もあるのでございますが、できるだけ、現在の体制に加えまして、任期付で職員を採用する制度も導入するなど、それから若手の研究者にこの調査研究職員になる機会を与えるなどにより、もう少し人材の養成を図る観点も加味しながら、経費の削減を図っていく努力はしていきたいと思っております。

それから情報提供につきましても、データベースの費用の見直しも含めまして、事業の効率化、

合理化、経費の削減の観点からの精査を一層図っていきたいと思っているところでございます。  
以上です。

○ 河野臨時委員

特に情報提供は、一度システムができると、それに乗って、わりと低コストになるのではないかと考えられます。

○ 久保審議官

今、やはり大学情報データベースの初期費用分が結構多めになっておりますので、維持に必要な経費は措置しながら、コストの改善を図ることは可能ではないかと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにはいかがでしょうか。県委員、そして岡本委員。

○ 縣臨時委員

2つ伺います。1つは大学政策の中で、事前統制としての設置認可と、事後統制としての認証評価を分けたときに、今後、文部科学省としては、どのような展望でいらっしゃるのか、何かシフトがあるのか。それからその中で、この大学評価・学位授与機構がどのように位置付けられるか。もう1つは、国立大学法人評価と国立大学法人の認証評価の問題で、私、基準協会での経験でそのメンバーの国立大学の方々からのお話を聞いていると、非常に評価の重複、煩雑さがあるわけですが、そのシンボリックなところは特にリズムが6年と7年で違っていることで、これが今後ずっと続いていくと、非常に評価疲れが予想されます。

国立大学法人評価は、通常、中期目標計画が3年から5年が6年になっているわけで、認証評価の場合は7年以内になっているわけですから、ここで文部科学省として、やはり平仄を合わせて、評価の間隔を合せていかれるお考えはないのでしょうか。

それからできるだけ評価の制度的な効率化を図るためにどのようにお考えかを教えていただきたいと思っております。

○ 久保審議官

この制度を作る大きな流れの段階では、事前規制をできるだけ廃して、事前規制は外部的に一覧性のあるもので、基準内で省令なり、文部大臣の定めなりに出てこないところで指導はせず、明らかに基準として公になったもので評価するということでした。そのような意味では、かなり

ハードルは低くなっていると思います。低くなり過ぎて、若干見直すべきではとの揺り戻しが来ている時代かもしれません。それはともかくといたしまして、事前規制はできるだけ少なくして、作りやすくして、その後は事後チェックをいたしまして、その結果、設置基準に違反していれば、国としてチェックいたしますから、そうでないものは、できるだけ情報公開にして、受益者がそれを判断できるようにする流れにございまして、その流れはずっと続いているところでございます。したがって、そのような意味では事後チェックをできるだけいろいろな機関ができるような体制にしておくのは大変大事なことだと思います。そのような意味で、国としては育てていく義務があると考えております。

この機構につきましては、そのような意味で歴史的に最も古くからスタートして、蓄積もございますので、これからいろいろ育てていくのを助けてあげる機能、それからここでいろいろな調査研究で収集した情報をそれぞれの機関に均てん化してあげる機能、それからいろいろな研修や情報伝達をここでまとめてあげる機能などの全体の育成のために、お役に立てる機能を果たしていく役割も背負っているのではないかと考えているところでございます。

それから、国立大学法人の評価、国として行うべき大学法人の評価と、この一般的な評価、機関別評価にかなり重複があって、評価疲れにもつながっている点につきましては、いろいろところで指摘を私ども伺ったりすることがございます。ただ、基本的に国立大学法人の評価は国として達成すべき中期目標を国が立てて、それに従って大学が達成目標を立てていく構造でありますのに対して、第三者評価は第三者評価機関が望ましい基準を策定して、それからみてどうかとの判断をいたしますので、若干ベクトルが違う点がございますが、全く一緒には理論的になりにくいのでございます。ただ、基礎的に使える資料ですとか、データですとか、無駄な作業をしなくていい部分ですとか、合理化を図れる部分、評価疲れにならないようにしていくべき部分はまだあるのではないかとと思ひまして、それはできるだけ今後も各大学の声を聞きながら、改善できるところは改善していきたいと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

繰り返しになるので、大変恐縮なのですが、今日の審議官のご説明の中で、私も認証評価は非常に重要だと思っているのですけれども、将来的に多様な機関が出てくること、それから、機構がそれに対して支援をする意味では先導的な役割を担っていくということ、他方で、今までの3年間で200幾つ、今後の4年間で900幾つ、果たして、それでなおかつ今の資源の中で、実際に

機構がその役割を全部担うことが可能なかどうかというアクションプラン的なイメージが非常に重要でありながら、計画倒れに終わってしまうのではないかと思います。

先ほど浅羽委員がおっしゃったかもしれませんが、もう少し機構がやるべきことが必要なのではないかという気が私もあります。今まで、この事務局の中でいろいろなやりとりがあって、そのような資料が出ているのかもしれませんが、実際、今審議官がおっしゃっていることが、この機構が果たしてできていくのだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 久保審議官

評価という意味では、今後少なくとも 900 を、まだ機関で、3～4 機関しかない訳で、それを果たしてそもそも、全機関がフル稼働してもできるかどうかという状況ですので、当面はやはり一生懸命…。

○ 岡本臨時委員

もう法律で決まっていることならば、この機構の仕事ではなくて、文部科学省の政策として、それをどのようにやっていくべきか論ずるべきであって、この機構が 900 やらなければいけないとか、ほかの 3 つがやる、やらないではなくて、4 年間に 900 をいかに達成するかの政策が私は重要だと思うし、その中で、この機構がどのように役割を見直すか、もう少し見直すべきではないでしょうか。私は、認証評価は重要だと言っているのだから、機構がやるべき先導的な役割があると思っています。それをもう少し考えるべきではないかなという意見です。

○ 久保審議官

いろいろとまさに役割分担をしていく、かなり将来的にあるかもしれませんが、そのような意味で、先生がおっしゃったようなのはあるかもしれませんが、ただ繰り返し…。

○ 岡本臨時委員

ただ、この 4 年間、今、現実の問題としてやらなければいけないわけですね。

○ 久保審議官

はい。それは、やはり今ある機関がみんな協力して、それぞれのいろいろな大学からある依頼を受けて、評価していくのを皆一緒にやっていく必要があるのではないかというのが、今の体質だと思います。まだ、平成 16 年にスタートして、平成 17 年に実際に評価を受けて、3 年目ですので、まだよちよち歩きな状況だと思います。これから一生懸命、みんなが協力しながら育て

いく。今はそのような段階だと考えております。

○ 富田分科会長

もう大体よろしいでしょうか。まだまだ議論もしたいのですが、時間の都合がありますので、ここで大学評価・学位授与機構については、いったん議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、国立高等専門学校機構の見直し当初案について、ご説明をいただきます。

予定が随分延びております。現在、50分遅れでございます。ご説明は5分でお願いいたしたく、その後質疑応答を行いたいと思います。それではお願いします。

○ 土屋審議官

文部科学省高等局の土屋でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それではお手元の資料7を用いまして、国立高等専門学校機構の見直し当初案についてのご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、最初の表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。高等専門学校の概要を書いてございますが、37年に制度を創設したものでございます。ご存じのとおり、中学校を卒業した者を対象とした、5年一貫の高等教育で全国に計64校ございます。このうちの国立が55校ございまして、これが機構が有する学校でございます。分野は主に工業、商船でございますが、トータルの入学定員、約1万1,000名、卒業後の進路でございますが、もちろん就職をする者がメインでございまして、このほか大学への編入学、又は隣の絵を見ていただければと思ひますが、本科修了後、2年間の専攻科がございます。これへの進学というコースもございます。求人倍率が極めて高く、本科が16倍、専攻科が21倍でございます。

一番下の四角でございますが、地域との連携が重要な課題になってございまして、共同研究から始まりまして、技術相談も対応させていただいております。

2ページ目をおめくりいただきたいと思ひますが、国の施策との関係ですが、まず学校教育法に基づいて、高等専門学校が作られております。先の教育基本法の改正に伴い、②としまして、高専にも社会の発展に寄与する社会貢献を目的に、明確に位置付けられたところでございます。

骨太2007におきましての実践的な専門教育の取組を支援するための措置が言及されてございますし、また科学技術基本計画におきまして、技術者養成のための実践的教育を進める、または、地域の企業と連携した取組を進める、さらに教育再生会議におきましては、地域の企業等と連携し、実践的な専門教育の取組を積極的に支援ということで、法律あるいは重要な基本的な政府の方針におきまして、位置付けがなされているところでございます。

以上を踏まえまして、3ページでございますが、見直しの当初案でございます。見直しの方向

性、ちょうど真ん中の四角でございますが、先ほど申し上げましたような背景の中で、高専の教育の質の向上、又は地域連携機能の充実強化が課題になってございまして、これについては中央教育審議会において現在議論中でございます。

その真下のところの見直し当初案は対応いたしますが、このような中教審の議論を踏まえまして、高専の再編又は整備を考えながら、教育の質の向上、地域連携機能の充実強化の検討もさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、中央の見直しの方向性の真ん中の欄でございますが、社会貢献活動を行う課題でございますが、見直し当初案におきましては、地域貢献の推進であるとか、地域連携を積極的に進めさせていただきたいと考えております。

それから、見直しの方向性の一番右側でございますが、ちょうど真ん中の欄にありますように、総人件費改革と、各種の合理化、効率化、又は随意契約の見直しもございまして、これについては、見直し当初案としては、業務の一元化などを通じまして、このような総人件費改革等に対応してまいりたいと思っております。また、随意契約の上限額につきましても見直しを行わせていただきたいと思いますと思っております。

それから4ページ、最後のページでございますが、先ほどの中教審の議論の方向性でございます。背景等については、今申し上げたとおりでございますが、右側の下の欄、振興方策の方向性については、教育内容あるいは方法、さらには、教育基盤等の充実、それからもう1点は社会経済の変化、例えば、技術の融合化とか、複合化とか、地域とのかかわりといった課題がございまして、そのための組織体制の再編、又は整備の方向性が出されております。

それから3つ目として、社会とのかかわりの強化といったようなことが振興方策の方向性の大きな柱になってございます。

ご説明は以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それではただいまご説明いただきました、国立高等専門学校機構の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでもお願いします。

河野委員、どうぞ。

○ 河野臨時委員

見直し当初案の3ページ、最初に「中教審の議論を踏まえ、高専の再編・整備の検討に着手」とあります。中教審に依存しているのかもしれませんが、この再編に当たっての基本的な思想と

いますか、考え、又は方針はどのようなことか。具体的には、例えば、エリアでまとめていくのか、又は入学者数とか、あるいは志望者数とか、そのようなことを具体的な条件として整備・再編等をやっていくのか、具体的にどのような基準をお考えなのかというのが1点目。

それから、この再編・整備によって、教職員といますか、人員やそれから経費が削減されるのか。どれぐらい削減されると見込んでおられるのかが、2点目。

それから、見直し当初案では整備に着手、検討するということですが、この具体的な内容をもしてお考えであれば、それを見直し当初案に入れてはどうでしょうかという、3点です。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いいたします。

○ 土屋審議官

ご質問の第1点でございますが、再編の考え方等でございます。先ほど申し上げましたが、高専が対象としております技術、これ自身が高度化あるいは複合化しております、そのような意味で人材養成ニーズとして変わってきてございます。したがって、現在高専がっております教育研究のリソースを再編することによって、充実を図ったり、拡充をしたりと、教育の質の向上を図りたいと思っております。

それから広域での地域連携も具体的なツール、方策として有効ではないかと思っております。最後のご質問との兼ね合いもあるのですが、現在、それぞれ地元において、高専は非常に大事に扱われておりますので、地元のお考えも聞きながら、具体的な方策を考えさせていただいております。そのような意味で、人数又は経費の削減の具体的な目安等は特に設けなくて、もちろん総人件費の改革であるとか、大きな方針の中でそれを具体的に、どのようにすれば達成できるか、地元とのお話し合いもさせていただいているところでございます。

○ 河野臨時委員

そうすると、再編の基本的な考えとしては、教育研究のリソースといますか、再編の在り方が特定の国立高専の中だけでの再編とも聞こえますが、つまり幾つか、例えば2つ隣接の地域を合わせて1つではなくて、技術変化しているから、カリキュラムといますか、その教える内容の再編とも聞こえますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

それからもう1つですが、人員と経費の削減に踏み込まないような再編・整備が考えにくいのですが、少しご説明いただければと思います。

○ 土屋審議官

再編・整備ですが、先生ご指摘のとおり、教える内容の再編もごございますし、それに伴って、限られた資源の中で最大効果を出すために、組織の見直しも視野に入れて、具体的な案づくりを示させていただこうと思っております。

それから、人件費でありますとか、諸経費については、大きな方針が定められています。総人件費改革等の方針がございますので、もちろんその目標を達成する中で考えさせていただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

ただいまの再編に関する質問です。再編の中で、専攻科はどのように位置付けられているのでしょうか。地域の人材養成ニーズという言葉が、先ほど出ていましたが、専攻科での人材養成ニーズとは、そもそも何なのでしょう、正直よくまだ私自身理解できておりません。そもそも、国立高専において、なぜ学士を出さなければいけないのか。従来から、通常の大学に編入学したり、しかもかなり学力レベルがもともと高いですから、それを望む人はかなりレベルの高いというのがどのような意味か、いろいろな意味がありますが、実際、いろいろな大学に編入できています。さらには、長岡や豊橋といった技術科学大学、高専の本科の卒業生のためにもともとつくられた現在の国立大学法人も存在していますし、なぜ国立高専で専攻科を設けなくてはいけないのかが、正直まだわかっておりません。

また、その再編の中で、どのように位置付けるのか。現在、ほとんどすべての国立高専の中で専攻科は置かれていますが、本科を再編する中で、さらに専攻科については、もっと再編してもいいのではないかという問題意識を持っているのですが、それについてはどのようにお考えか。大ざっぱに2点と思いますが、教えてください。

○ 土屋審議官

今、先生のご質問の中で、私ども基本的に高専の卒業生の就職しない場合の進むべき進路の基本的なルートは、本科の上にある専攻科と考えてございます。それは、製造現場で技術力を担う技術者の養成が高専の担うべき役割であるわけですが、近年の科学技術の進歩に対応した技術の複合化とか、総合化といったようなことに対応するために、本科の延長線上における2年間の教育が極めて大事だと思っております。



その上で、大学への編入は高専に入った学生の進路変更になるのだらうと思っておりますが、技術科学大学におきましては、先生ご存じのとおり、カリキュラムを高専で学んだ実践と議論をかけ、そこでブリッジをかけることをまず行って、大学教育へスムーズに入れるように工夫が行われて、その上でいろいろな工学的な知識の応用能力を開発するルートが開けているわけで、進路変更に必要な対応はとらせていただいていると思っております。

○ 浅羽臨時委員

そうであるならば、現在のように、高専の本科の上にすべて専攻を乗せると1つ1つは小さいですね。その形を再編の中でずっととるのかどうか。今の専攻科でしたら、何も全部ある必要は全然ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 土屋審議官

もちろん、集約というか、1か所にしたらどうか、効率的ではないか…。

○ 浅羽臨時委員

1か所かどうか分からないですが。

○ 土屋審議官

幾つかですね。ただ、私どもが思っておりますのは、高専でやっております授業、人材の養成は、やはり高専が置かれた地域の産業界、又は地域との兼ね合いの中で、例えばバイオ、発酵、造船であるとか、地元との関係の中で、人材養成を行っておりますので、基本的にはそれぞれの高専の授業の延長線上で人材を養成することが基本ではないかと思っておりますし、今の技術科学大学も全国に2か所しかないわけで、そのような意味で九州の子供が愛知に行ったり、新潟に行ったりするのもなかなか地理的な問題もありますので、難しいのではないのかと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、今日はまだまだ議論したい点があるのですが、時間の都合がありますので、ここで国立高等専門学校機構につきましては、いったん議論を打ち切らせていただけます。

続きまして、メディア教育開発センターの見直し当初案について、ヒアリングを行いたいと思います。ご説明は5分程度でよろしく願いいたします。

○ 土屋審議官

引き続きまして、資料8を用いまして、メディア教育開発センターの見直し当初案についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

最初の1ページ目を見ていただきたいと思います。ICT活用教育をメディアセンターの中心業務に置いているわけですが、これについてはここに書いてございますように、コンピューター、インターネット等の情報コミュニケーション技術を活用した教育で、それは1ページ目の一番下の箱に書いてございますように、国際的な取組も行われ、この結果として、学習達成度が向上する、又は教育の質の向上が実現できる、さらには多様な学習スタイルに対応することができるということで、政策的な位置付け、意義が極めて大きいと思っておりますし、そのように認識されております。

具体的には政策の位置付けというと、真ん中の箱の右側にありますが、平成18年1月、昨年1月に決定いたしました、IT新改革戦略におきまして、ここに書いてございますような、インターネット等を用いた遠隔教育を行う、学部研究科の割合を2010年度までに2倍以上にするという目標が掲げられてございます。

これを達成するために、メディア機構が仕事をしているわけですが、この点について、2ページ目をお聞きいただきたいと思います。諸外国との比較をここに掲げさせていただいております。ちょうど真ん中の欄、日本の状況は、国際的な調査の結果、23位と、非常に立ち遅れている状況でございます。このような諸外国がその全体の推進体制をどうしているかといえば、その下にございますように、米国、カナダ等にありまして、ナショナルセンターを設け、ICT活用教育の推進を図っているところでございまして、メディアセンターのようなものが各国に置かれております。

それで、3ページ目をお聞きいただきたいと思います。メディア教育開発センターの見直し当初案でございますが、左側が現状の業務で、そこに掲げられているような業務を行っているわけでございます。今後につきましては、右側にありますように、先ほど申し上げた、IT新改革戦略を達成するため、これをこのような国家戦略を担う中核機関として役割・機能を果たしていきたいということで、ちょうど真ん中の欄にございますが、見直し当初案のところでは二重丸を書いてございますが、信頼性・公正性が高いデータベースの整備・運用を行うことによって、ICT活用教育の普及拡大を図りたい、また、これに必要な関連の研究開発を行わせていただきたいと思います。

これに対して、下の箱にございますが、廃止及び精選でありますように、一番でございますが、衛星を用いました会議等を行うSCS業務を行っておりますが、これをこのように廃止するとか、

あるいはビデオとかDVDを用いたこのような学習コンテンツの研究開発については廃止等をさせていただきますことと考えてございます。

最後のページでございますが、今、私どもが申し上げた今後の方向性のところをポンチ絵にさせていただきますいております。一番上が先ほど来申し上げておりますが、現在のレベルを2010年までに2倍にするということです。これはひとえにその真ん中の四角に書いてございますが、質の確保されたWeb教材を整備して、それを利活用することが活用の促進を図る一番のポイントでございます。そのような意味で独立行政法人として、信頼性・公正性のある学習資源データベースの整備・運用を図ります。

これに伴って、下のほうの箱でございますが、それぞれの大学あるいは社会人等との関係を矢印で書いてございます。左側から行きますと、質の確保されたWeb教材の整備・開発のための支援、細かくは、丸ポツで書いてございますが、いろいろな技術支援を行う、または、真ん中の欄でございますが、各大学の単位認定でありますとか、大学間の単位交換などのコーディネートを行う、あるいは、社会人等に対して、質の確保されたWeb教材の提供を行うことを一体的に進めることによりまして、先ほど申し上げたIT新改革戦略の目標を達成していきたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

#### ○ 富田分科会長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきましたメディア教育開発センターの見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでもお願いします。河野委員、どうぞ。

#### ○ 河野臨時委員

IT新改革戦略における数値目標が、2010年までに2倍以上とあります。これは2枚目、レジュメといたしますか、そちらの説明資料で、インターネットを用いた遠隔教育の実施等で16.5%が現状とあります、これの2倍と理解していいのですか。それともWeb教材とか、その他教育用コンテンツ等の利用の仕方もあろうかと思うのですが、そのようなものと、この16.5%というのはどのような関係にあるのでしょうか。それを踏まえると、2倍という数字は将来的にどれぐらいの数字になるのか、今、何%で、将来32%なのか、50%なのかという質問が1つあります。

それから、このメディア教育開発センターの支援を受けていない大学が相当数出てきますが、これは自ら行うか、民間支援でお願いすると理解していいのかがもう1つの質問です。

また、インターネットを使って行う教育支援が30%になるのか、50%になるのか、そのような

中に、それとは別に教育用コンテンツ、ソフトが開発されて、大学に行くのか、そのようなものはどのようにお考えなのか、分かりにくいのでご説明いただけますか。

○ 土屋審議官

まず最初の16.5%の意味でございますが、ここに書いてございますように、こうした教育を行っている学部・学科の数が16.5%で、これを約32%にしようというのが目標です。したがって、この目標はまだまだターゲットとしては低いレベルにあると考えておまして、これをもっと授業、教育の中に導入することが必要だろうと思っております。

○ 河野臨時委員

自らICT活用教育の開発を行った民間団体や大学は、32%の中には入らないという理解でよろしいですか。

○ 土屋審議官

それで、この16.5%とは申し上げたように極めて低いレベルの数字ではあるわけですが、このうちの半数以上はメディアセンターが支援して行ったところが、そのような数になっておりまして、メディアセンターがある程度支援すればできるようになるのが現状でございます。

各大学等に普及しない理由等を聞きますと、やはりノウハウがない、人材がないことがありますので、そのような意味でメディアセンターがこれからさらに現在導入が遅れている大学等に対して、支援を行っていくということでございます。ただ、メディアセンターの人員は有限でございますので、そこは非常にモデル的なものを見せていくとかを行っていくことが必要だろうと思っております。

そのような意味で、先ほど、先生最後にコンテンツの開発について言われましたが、個々の講義の内容についてはそれぞれの大学が行っているものがWeb教材になることが基本だろうと思っておりますが、各大学共通のもの、例えば語学でありますとか、やはりメディア教育、学習不足のところをキャッチアップするためのコンテンツ、そのような共通的なものはある程度メディアセンターで開発して、各学校へ提供することが適切ではないかと考えております。

○ 富田分科会長

浅羽委員、どうぞ。

○ 浅羽臨時委員

最後でおっしゃられたところと関係してくるのですが、例えばキャッチアップコンテンツは、まさに、予備校が、最近、結構売り込んでいるところだと思いますし、またそれ以外に様々なソフト等、ノウハウの人材育成が各大学でできていないのではないかも、これも民間企業でやるような気がしてならないのですが。

IT産業がたくさんあって、日本はソフトウェアの分野でもトップかどうか議論がありますが、先進国の1つであることは、やはりこの分野でも間違いないですし、そこにきちんとビジネスさえ生み出してあげれば、つまり、大学でソフトだけ買っても、インフラがなければ当然走りませんし、またインフラがあったとしても、それは非常に脆弱なもの、高速ではないとかであれば、お話にならないことがあります。きちんとしたインフラさえあれば、あとソフトの部分は、民間なり何なりでやるのではないかと思います。予備校も民間といえば民間です。

どうしてもそのような感覚がぬぐえません。なぜセンターがそこまでやらなくてはいけないのかと疑問に思います。昔でしたら、10年前だったらまだしもという気がするのですが、何かそこは、もっと民間に任せてもいいのかな、または、各大学に任せられるようなルートが幾らでもあるのではないのかという気がするのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

#### ○ 土屋審議官

先生のご指摘についてご説明させていただきたいと思うのですが、資料8の最後のページを見ていただければと思います。先ほど来申し上げておりますが、ICT教育を各大学に普及させようとしたときに、やはり一番ポイントは、下のほうに書いてあります信頼性・公正性のあるデータベースと、十分な質保証がされていることが大前提で、だからこそ使われるようになると考えております。

これをきちんと行うために必要な技術的な支援でありますとか、大学間のコーディネート等も付随的に出てくると思っています。

今、先生ご指摘の、例えば技術的な支援の中で、個々に見ていくと、企業でもできるのではないかというものがあると思います。ですから、それはその企業でやったほうがいい、又はそのある一定の部分、委託することが可能であれば、それはどんどんより効率的な方法をとっていけばいいと思うのですが、メディアセンターが行っておりますのは、やはり基本はこの質の保証が十分なされているデータベースを整備・運用していくことであり、それに必要なことを他にはできないようなこと、又はメディアセンターが一体的に教育工学をベースに業務を行ったほうが効率的なことを実施していくことが必要だろうと考えています。

#### ○ 藤原専門教育課長

一言だけ追加で申し上げたいのですが、今のコンテンツの話が言われたのですが、やはり各大学の中で、そうしたコンテンツを作っていく上で、必ずしもノウハウ、スキルがない現状があるのは間違いない事実だと思います。したがって、そうした知見を蓄積しているメディアセンターが適切にこれを支援することによって、最も効率的に、そして最初に申し上げたeラーニングの目標値の達成に向けて、やっていく、支援していくことが可能ではないかと思っております。

また具体的にこれまで蓄積した知見をもとに、各大学にいろいろな形で支援をやってきているわけですが、今後も例えば東京大学では、これから教養学部などをeラーニングで実現していくということです。ICTを活用した新たな教養教育の実現のため、これから授業のアーカイブ化に取り組もうとしているわけですが、その際に必ずしもコンテンツ作成に係るスキル、ノウハウがないということで、メディアセンターに技術的な支援をお願いしたいという話などがございます。

またそのほか、多数の大学から同様の要望が寄せられている状況があることは追加させていただきます。

○ 富田分科会長

黒田委員、お願いいたします。

○ 黒田（壽）臨時委員

最後のページを見て、愕然としているのですが、ICT活用教育の普及拡大のためにと書かれているわけですが、もともとこのメディアセンターというのは、放送大学のための教材づくりで作られた組織でありまして、これを時代に応じて変化させてきたと。放送大学が特殊な学校法人になってしまったこともあって、これだけが取り残された格好で今いると思うのですね。これをどのように改革していったら、機能が発揮できるかで、今、一番重要なことは、大学教育の中にICTの活用を入れるというコンテンツづくりは個々の大学ではほとんど不可能に近いものなのです。というのは、コンピューターのネットワークに乗せる教材は著作権が大変うるさい。

ですから、著作権を処理するのは、個々の大学では不可能に近いです。だからそのようなことをきちんとして全国の大学について引き受けるくらいの気持ちでやってもらわないといけないのに、ここで書いてあるのは、700校ある大学のうちの87校の国立大学だけのことしか書いていません。枠の中は全部国内大学になっています。ですから、国公立全部合わせてこのようなことをやっていくのだということをごまかすにうたわないと、私は無理があるのではないかと思います。

います。

というのは、このICTを今やることは分かるのですが、SCS業務を廃止といたしますか、やめるのだということを書いて、これは国立大学にSCSの送受信装置がもう既に入っているわけですね。大きなパラボラを上げて、これをやめてしまうことは、そのネットワークがなくなることです。ですから、これは今後どうするのか、ここがやめたとしたときには、国立大学間で結んでいたネットワークはどこに移管するのか、そのようなこともあわせて考えていかなければなりません。国立大学はすごい時間当たりの単価が高い装置なのですが、私学ではとてもこれは仲間入りできないくらい高い費用がかかります。そのようなこともあわせて、既にネットワーク化されているシステム、その大もとを持っていたところがやめるのだと言われたときには、どうするのかもあります。

そのようなことを考えてみますと、このICTのネットワークも、ある時期が来たらもうやめたのだとなつたのでは、また無駄な投資になることですね。ですから、そのことをあわせて考えていただいて、本当にこの日本の大学におけるICTを活用した教育、これは確かに今、日本が一番遅れています。ここに書いてあるように。このままいきますと、外国の大学に日本は全部乗っ取られてしまいます。どんどん、家にいながら外国の大学の講座を聞いて、外国の大学の単位がとれて、卒業証書ももらえる時代になっていますから、日本も外国に打って出る必要があると思います。

ですからそのような意味で、どのような国の政策として体系的に指導していくかをきちんとうたっていたらかないと、ただ模様がえするだけの様なことでは、このメディア教育開発センターは意味をなしません。だから、いつそのこと、いったん廃止して、新しいことを考えていくところまで、本当に真剣になって、取り組んでいただかないといけないのではないかと考えておりますが、いかがですか。

#### ○ 土屋審議官

黒田先生からご質問をいただいた件で、まず書き方が悪くて大変申しわけございません。国内大学と書いていますが、もちろん国立のみならず、私立公立、国公私を通じた支援をさせていただくつもりでございます。その旨、今後明確に書いていかせていただきたいと思います。

それからご指摘がございました、著作権の問題でございますが、これは私どもも極めて重要な点だと思っております、字が小さくて恐縮なのですが、左側の支援の具体的な内容で、黒い丸がずっと続いていると思っておりますが、そちら側の下から1番目、2番目、3番目、著作権の専門家による指導・助言、あるいは著作権に関するヘルプデスクとか、こういった著作権処理については、私ども重要な部分で、これが支援の1つの柱だという認識で取り組ませていただこうと思っ

ております。

それから、SCSの点でございますが、実は先生が言われましたパラボラアンテナ等、機器の整備をかつて行って、これまでいろいろな大学に活用していただいていたわけですが、非常に老朽化したこともあり、また業務全体の経費削減から、ここについては撤退、業務の廃止で考えておりますが、ただこの機能を代替するものとして、何かないかということで、そこは十分に考えてまいりたいと考えております。

○ 富田分科会長

どうぞ、田淵委員。

○ 田淵臨時委員

ご説明を伺って、見直し当初案のところの基本になっているのがIT新改革戦略で、この2010年までに16.5%を2倍にすることが基本になっているのですが、戦略が出てから既に1年半が経過しているわけですね。1年半たって、2006年が16.5%なので、現時点でどのくらいかというのが、今、分かりません。そこの2倍に向けてこの1年半でどれだけこのセンターがこの周知に寄与したのか、どのような形で寄与しているのかまた、2010年までにこれから3年半しかないのですが、それを2倍にしていくための具体的なアクションプランについて、国として、文部科学省としてどのような形で計画を立てていらっしゃるのか。その中において、このセンターがどのような役割を担う必要があるのか。担っていかなくてはいけないと考えているのか、その具体的なセンターの役割というのでしょうか、ここで見る限りでは重点化とか、そういったことしか分からないので、もう少し具体的な形で示していただかないと、このセンターの必要性も分からないので、お願いできますでしょうか。

○ 土屋審議官

分かりました。

今、先生ご指摘の16.5%の最新のデータは今手元にないのですが、16.5%を達成した時点でのメディアセンターの寄与については、大学の数ベースで行きますと、センターが支援を行ったの7割というデータがございます。

それからその後、センターはICT教育の導入拡大に向けての業務を懸命にやっております、先ほどのような説明の繰り返しになって恐縮ですが、各大学にはノウハウであるとか、人材が不足しているところで、それに対する支援を私どもは行っておりますし、文部科学省としても2010年、3年後に目がけて、その関係の業務にセンターのエネルギーを全力投球するようにやっていきたいと



考えております。

○ 田淵臨時委員

ほかのことはもう一切やらないで、その支援に特化するという形ですか。

○ 土屋審議官

ほかの業務というか、先ほどもご説明しましたが、ご説明資料の最後のページにすべての業務がこれに関連してきまして、ここから外れるような業務については、廃止又は縮小の方向でやらせていただいております。

○ 田淵臨時委員

具体的にこの3年半で大体どのくらい、来年まででどのくらい、その次にどのくらいという形で、年度目標はお持ちでしょうか。

○ 土屋審議官

明確な形でこれをこのようにやっていくというのは、なかなかこちらだけで、メディアセンターだけでその計画は作れないものですから、そこが先ほど申し上げたように、各大学からいろいろなご相談を受けながら、それを具体的に支援していく形で、これを進めていくことになろうかと思うわけでございます。

これまでも、先日のワーキンググループでもお話をしましたが、例えば、平成18年4月に熊本大学がシステムを作っていく際に、一緒にメディアセンターが最初の設計段階から協力して、そうしたものを立ち上げていった事例でありますとか、その他幾つか具体の結果を出してはきております。

あと、今後の計画につきましても、先ほど東京大学の例を出しましたが、そのほか多数の大学から具体的に支援を要請されている状況でございますので、そうした支援活動をしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

○ 田淵臨時委員

今、お話を伺っていると、受け身的なことをおっしゃられて、お願いされたら支援する印象を受けてしまったのですが、それをしている、多分、文部科学省としては、この数値をクリアはできないのではないかと思います。

そうでなくてもできるのであれば、このセンター自身がもしかしたら要らないのかもしれない

ような感じも受けてしまいますので、実際に2010年までに倍にするのであるならば、きちんとそのあたりの計画を立てて、実施していく必要があるのではないかと思います。

○ 藤原専門教育課長

そこは若干、今のご説明で誤解があったかもしれませんが、受け身では全くございませんで、実際にセンターが各大学に出かけていって、働きかけていく形で業務を展開していております。

どうしてもこれまで、基本的なシステムとかツールとか、そうしたものの開発にかなり重点を置いていた部分もございますので、それを今後、そうしたほうに十分振り向けていき、そして具体的に目標に向けて精一杯やっていくことで、活動をやっているところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。

まだまだ議論したいことがあるのですが、本日は時間の都合もありますので、ここでメディア教育開発センターについてはいったん議論を打ち切らせていただきます。

本日はご説明をいただきました文部科学省の皆様におかれましては、ご多用な中ご協力を賜わり、ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務事業の見直しに関する審議をより深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

また本日は、時間の関係で十分質問ができなかった委員もおられるかもしれません。その場合は後日、事務局を通じて紹介したり、また必要に応じて再度ワーキンググループでヒアリングをお願いすることがあるかもしれませんので、その際にはご多用方向とぞよろしくお願いいたします。

文部科学省の皆様方には大変ありがとうございました。ご退席いただきまして結構でございます。

以上で、本日本日予定の見直し当初案に関する府省からのヒアリングを終了いたします。

最後に事務局から報告事項等がありましたら、ご説明願います。

○ 白岩評価監視官

本日は先生方、長時間にわたり、ありがとうございました。特に新しくつけ加えることは現時点ではございません。

次に次回でございますが、9月18日火曜日、全国町村会館のホールAで開催いたします。場

所は平河町でございますので、よろしくお願ひいたします。

○ 富田分科会長

それでは、以上を持ちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会、独立行政法人評価分科会を終了いたします。

本日はご多用な中、長時間にわたって積極的な議論を賜りまして、ありがとうございました。

— 了 —